

令和8年第2回定例会

# 階上町議会会議録

令和8年 6月 9日開会

令和8年 6月12日閉会

階上町議会

## 令和8年第2回階上町議会定例会会議録目次

### ○第1号6月9日（火曜日）

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1 |
| 本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1 |
| 出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1 |
| 欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・        | 2 |
| 職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・        | 2 |
| 開会および開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・    | 3 |
| 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・    | 3 |
| 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 提案理由説明（議案一括上程）・・・・・・・・        | 4 |
| 休会期間の決定・・・・・・・・・・・・・・・・       | 8 |
| 散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・         | 9 |

### ○第2号6月11日（木曜日）

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| 本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・  | 10 |
| 出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・       | 11 |
| 職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・       | 11 |
| 開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・        | 12 |
| 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・         | 12 |
| 渡部 高明 君・・・・・・・・・・・・・・・・      | 12 |
| 小坂 正年 君・・・・・・・・・・・・・・・・      | 27 |
| 百目木 和俊 君・・・・・・・・・・・・・・・・     | 32 |
| 大下 修 君・・・・・・・・・・・・・・・・       | 39 |
| 散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・        | 54 |

○第3号6月12日（金曜日）

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 議事日程                  | 55 |
| 本日の会議に付した事件           | 56 |
| 出席議員                  | 56 |
| 欠席議員                  | 57 |
| 説明のため出席した者の職氏名        | 57 |
| 職務のため出席した者の職氏名        | 57 |
| 開議の宣告                 | 58 |
| 報告第1号議題、質疑            | 58 |
| 報告第2号議題、質疑            | 58 |
| 報告第3号議題、質疑            | 59 |
| 議案第1号議題、質疑、討論、採決      | 59 |
| 議案第2号議題、質疑、討論、採決      | 59 |
| 議案第3号議題、質疑、討論、採決      | 60 |
| 議案第4号議題、質疑、討論、採決      | 61 |
| 議案第5号、7号一括議題、質疑、討論、採決 | 61 |
| 議案第6号議題、質疑、討論、採決      | 62 |
| 議案第8号議題、質疑、討論、採決      | 62 |
| 議案第9号議題、質疑、討論、採決      | 63 |
| 議案第10号議題、質疑、討論、採決     | 63 |
| 議案第11号議題、質疑、討論、採決     | 64 |
| 議案第12号議題、質疑、討論、採決     | 65 |
| 議案第13号議題、質疑、討論、採決     | 65 |
| 議案第14号議題、質疑、討論、採決     | 68 |
| 議案第15号議題、質疑、討論、採決     | 70 |
| 追加提案理由説明              | 70 |
| 議案第16号議題、質疑、討論、採決     | 71 |
| 議会案第1号議題、採決           | 76 |
| 議会案第2号議題、採決           | 77 |
| 議会案第3号議題、採決           | 77 |
| 議員派遣                  | 78 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  | 78 |
| 町長挨拶                  | 79 |
| 閉会の宣告                 | 79 |



# 令和 8 年第 2 回階上町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和 8 年 6 月 9 日 (火曜日)

## 令和 8 年第 2 回階上町議会定例会

### 議事日程第 1 号

令和 8 年 6 月 9 日 午前 10 時 00 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（14 名）

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 磯 島 富 盛 君   | 2 番  | 土 橋 美 加 佐 君 |
| 3 番  | 渡 部 高 明 君   | 4 番  | 中 島 孝 一 君   |
| 5 番  | 熊 谷 道 雄 君   | 6 番  | 小 坂 正 年 君   |
| 7 番  | 下 沢 育 男 君   | 8 番  | 大 下 修 君     |
| 9 番  | 上 道 二 三 男 君 | 10 番 | 森 榮 吉 君     |
| 11 番 | 林 貢 君       | 12 番 | 百 目 木 和 俊 君 |
| 13 番 | 大 江 和 夫 君   | 14 番 | 長 根 岩 夫 君   |

### 欠席議員（0 名）

なし

### 説明のための出席者

|   |   |       |       |      |        |        |          |        |
|---|---|-------|-------|------|--------|--------|----------|--------|
| 町 | 長 | 荒谷憲輝君 | 副町長   | 澤田充君 |        |        |          |        |
| 教 | 育 | 長     | 濱浦幸夫君 | 総務課長 | 西山圭一君  |        |          |        |
| 総 | 合 | 政     | 策     | 長    | 平戸真澄君  | 税務課長   | 大谷地尚子君   |        |
| 課 | 町 | 民     | 生     | 活    | 長      | 上厚子君   | すこやか健康課長 | 平戸由紀子君 |
| 介 | 護 | 福     | 祉     | 長    | 濱浦孝子君  | 産業振興課長 | 荒道真一君    |        |
| 課 | 建 | 設     | 課     | 長    | 小笠原博文君 | 教育課長   | 中屋敷司君    |        |
| 会 | 計 | 管     | 理     | 者    | 古川明美君  | 代表監査委員 | 境栄治君     |        |

### 職務のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 議会事務局長 | 佐京実君  | 庶務 G L | 花生智紀君 |
| 総務課主事  | 小野大地君 |        |       |

---

### ◎開会および開議の宣告

(開会および開議 午前 10 時 00 分)

○議長（長根岩夫君） ただ今の出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、1 番磯島富盛君、2 番土橋美加佐君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 4 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 6 月 12 日までの 4 日間と決定いたしました。

---

### ◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第3、この際、報告第1号 令和7年度階上町一般会計継続費繰越計算書報告についての件から、議案第15号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件まで18件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

本日ここに、令和8年第2回階上町議会定例会を開会するに当たり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思えます。

報告第1号 令和7年度階上町一般会計継続費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和7年度に定めました継続費、石鉢小学校改修事業につきまして、繰越計算書を調製し報告するものであります。

報告第2号 令和7年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和7年度に定めました戸籍附票システム等改修事業、道仏集会所整備事業など10事業について、繰越計算書を調製し報告するものであります。

報告第3号 令和7年度階上町下水道事業会計繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和7年度における公共下水道事業について、翌年度へ予算を繰り越して施行する必要があることから、地方公営企業法の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものであります。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度一般会計予算について歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,754 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 78 億 5,568 万 8,000 円といたしました。

第 1 表 歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 418 万 7,000 円、県支出金 881 万 5,000 円、繰入金 4,387 万 2,000 円等を減額し、地方消費税交付金 8,322 万 9,000 円、地方交付税 1 億 218 万 1,000 円等を追加したものであります。

歳出につきましては、総務費 2,943 万 1,000 円、民生費 1,857 万 7,000 円、衛生費 2,338 万 3,000 円等を減額し、農林水産業費 1,322 万円、諸支出金 3 億円を追加したものであります。

次に、第 2 表 繰越明許費補正であります。令和 7 年度に完了が困難となったはしかみ家計支援商品券事業など 2 事業、合計 7,658 万 7,000 円を令和 8 年度に繰り越し、J アラート受信機更新事業については事業費の確定に伴い、繰越額を変更したものであります。

次に、第 3 表 地方債補正であります。第 5 分団屯所移転新築事業など 2 事業について、事業の確定に伴い、地方債の額を変更したものであります。

議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 2,585 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 7,866 万 7,000 円といたしました。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 5,816 万 1,000 円等を減額し、国民健康保険税 2,849 万 3,000 円、県支出金 381 万 9,000 円を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 2,507 万 6,000 円、保健事業費 257 万 6,000 円等を減額し、予備費 238 万 9,000 円を追加したものであります。

議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 1,526 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 4,661 万 5,000 円といたしました。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 1,452 万 6,000 円、支払基金交付金 875 万 4,000 円、繰入金 169 万 4,000 円を減額し、県支出金 971 万 3,000 円を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 1,007 万円、予備費 1,000 万円を減額し、基金積立金 480 万 9,000 円を追加したものであります。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 321 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 10 万 8,000 円といたしました。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 77 万 7,000 円、諸収入 243 万 6,000 円等を減額したものであります。

歳出につきましては、保健事業費 306 万 7,000 円等を減額したものであります。

議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度下水道事業会計予算について収入及び支出の額を補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の内容につきましては、既定の資本的収入予算について 120 万円を減額し、補正後の累計予定額を 2 億 4,620 万 5,000 円にするものであります。

主な補正内容につきましては、建設改良に係る企業債借入額を事業費に合わせて減額するものであります。

議案第 9 号 階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制の抜本的な見直しを行うためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 10 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 11 号 令和 8 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 281 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額 64 億 5,281 万 5,000 円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出補正予算の歳入につきましては、県支出金 100 万円、諸収入 180 万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、民生費 666 万 1,000 円、農林水産業費 102 万 5,000 円、教育費 173 万 9,000 円等を減額し、総務費 199 万 3,000 円、衛生費 40 万 8,000 円等を追加するものであります。

議案第 12 号 令和 8 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 77 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 791 万 7,000 円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 38 万 6,000 円、繰入金 38 万 8,000 円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 77 万 4,000 円を追加するものであります。

議案第 13 号 石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

議案第 14 号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会委員を任命するため提案するものであります。

議案第 15 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職ならびに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

-----

## ◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、6 月 10 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6 月 10 日は休会とすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君）　以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月11日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会　午前10時20分）

# 令和 8 年第 2 回階上町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和 8 年 6 月 11 日 (木曜日)

## 令和 8 年第 2 回階上町議会定例会

### 議事日程第 2 号

令和 8 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分 開議

#### 日程第 1 一般質問

- 3 番  
渡部 高明君
  - (1) 階上町の空き家問題の現状と対策について
  - (2) 階上町の「食」と食による地域振興と観光振興について
- 6 番  
小坂 正年君
  - (1) 運動場近くに自販機の設置を出来ないか。
  - (2) 町内の公園等でボールを使って遊べる場所を作っていただけないか。
  - (3) 階上町公式スーパーアプリの普及促進と町民生活における利便性向上について。
- 12 番  
百目木 和俊君
  - (1) 町の医療の体制と課題について
  - (2) 津波警報発令時の避難路と移動手段について
- 8 番  
大下 修君
  - (1) 耳ヶ吠地区の病院閉院からの経過と今後
  - (2) 旧小舟渡小学校の無償譲渡
  - (3) 人口減少と町づくりーその 3

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（14名）

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 磯 島 富 盛 君   | 2 番  | 土 橋 美 加 佐 君 |
| 3 番  | 渡 部 高 明 君   | 4 番  | 中 島 孝 一 君   |
| 5 番  | 熊 谷 道 雄 君   | 6 番  | 小 坂 正 年 君   |
| 7 番  | 下 沢 育 男 君   | 8 番  | 大 下 修 君     |
| 9 番  | 上 道 二 三 男 君 | 10 番 | 森 榮 吉 君     |
| 11 番 | 林 貢 君       | 12 番 | 百 目 木 和 俊 君 |
| 13 番 | 大 江 和 夫 君   | 14 番 | 長 根 岩 夫 君   |

### 欠席議員（0名）

なし

### 説明のための出席者

|           |             |             |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 町 長       | 荒 谷 憲 輝 君   | 副 町 長       | 澤 田 充 君     |
| 教 育 長     | 濱 浦 幸 夫 君   | 総 務 課 長     | 西 山 圭 一 君   |
| 総 合 政 策 長 | 平 戸 真 澄 君   | 税 務 課 長     | 大 谷 地 尚 子 君 |
| 町 民 生 活 長 | 上 厚 子 君     | すこやか健康課 長   | 平 戸 由 紀 子 君 |
| 介 護 福 祉 長 | 濱 浦 孝 子 君   | 産 業 振 興 課 長 | 荒 道 真 一 君   |
| 建 設 課 長   | 小 笠 原 博 文 君 | 教 育 課 長     | 中 屋 敷 司 君   |
| 会 計 管 理 者 | 古 川 明 美 君   | 代 表 監 査 委 員 | 境 栄 治 君     |

### 職務のため出席した者の職氏名

|           |           |         |           |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局 長   | 佐 京 実 君   | 庶 務 G L | 花 生 智 紀 君 |
| 総 務 課 主 事 | 小 野 大 地 君 |         |           |

---

## ◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

- 議長（長根岩夫君） ただ今の出席議員は 14 名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
- 

## ◎一般質問

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。  
順次質問を許します。3 番、渡部高明君の質問を許します。  
質問方式は一問一答です

- 3 番（渡部高明君） はい、議長。

- 議長（長根岩夫君） はい、3 番、渡部高明君。

- 3 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員登壇〕

席次番号、3 番、渡部高明です。3 月の予算審議を終え 4 月から新年度が始まり、はや 6 月議会となりました。

去年は夏の猛暑、地震、そして今年は続く物価高とクマの出没も気になるところですが、今年度の町民の皆様のご健康ご多幸をお祈りしたいと思っております。

私も議員 1 期 4 年目を迎えておりますが、自身の公約を果たし町民の皆様の負託に応えたいと考えております。

とりわけ今議会から青森県で 9 番目となる議会基本条例の施行に伴い議事堂も改修され、議会質問における一問一答方式が可能となりました。基本条例の案作りから携わった議員の 1 人として、初めての一問一答方式で質問させていただくことに感謝したいと思います。

それでは、これまで同様に執行機関である町の行政施策に対しての監査質問と、新たな町政の行政施策として取り入れていただきたい政策提言質問を加えながら一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目、階上町の空き家問題の現状と対策について。二つ目は、階上町の「食」と食による地域振興と観光振興についてであります。

それでは一つ目の、階上町の空き家問題、また空きアパート・下宿について質問させていただきます。

この空き家問題は、日本全体の人口減少・少子高齢化問題、それに絡む相続の増加と相続問題、さらに地方から都市への人口流出問題などが背景にあり今や全国的な問題となっております。2023 年総務省の調査では全国で約 900 万戸、空き家率でいえば 13.8%、実に日本の全住宅の 7 分の 1、7 軒に 1 軒、これが空き家になっており、その数はここ 30 年で 2 倍に増加しているそうです。

特に問題なのは放置空き家の状態の家です。全国に約 385 万戸ほどあるそうです。原因は家の相続後に誰も住まないことによります。空き家の 6 割は子どもが実家に戻る予定がなくて放置されているようです。また人口減と高齢化が著しい田舎や山間部、特に山間部の豪雪地帯は空き家が多く、売りたいくても売れない、解体するにも解体費が最低 100 万～300 万もかかり手の付けられない状態が多い。さらに固定資産税は住宅であれば税額が低いですが、解体し更地にすると増税となり危険でも解体しないままもあるようです。

放置空き家が増えますと、第一に防災・防犯上で問題になると思います。家の倒壊、地震での危険、放火、不法侵入の危険がでてきます。実際、地域でも空き家への不法侵入の話がありました。そして放置空き家が増えますと当然、雑草、害虫、ネズミ、悪臭など衛生問題が起こると思います。さらには景観の悪化や土地下落、商店街の衰退、ついには地区のコミュニティの崩壊にまでつながり、単なる住宅の空き家問題ではなく自治体や地域社会の社会問題になってくると思います。あるいはもうすでに社会問題になってるかもしれません。

以上のような空き家問題に関する青森県と階上町の現状を伺います。それに対する県や階上町の対策でどういうことをしているのかをお伺いします。

また私の住む蒼前地区はアパートや下宿が多くある地域です。空き家ではないですが、アパートの空室、下宿の減少が顕著にみられます。この点に関して、行政として現状の把握や対策をしていることがあれば伺います。

以上、一つ目の質問として、階上町の空き家問題、また空きアパート・下宿についての現状、対策について答弁をお願いします。

それでは二つ目の、階上町の「食」と食による地域振興と観光振興についてお伺いします。

階上町には、これまでいちご煮や階上早生階上そばなど、最近ではアブラメ、アイナメとも言いますが、町の魚としてブランド化する動きが見られますが、その他の商品開発も含め、階上の「食」の魅力を町ではどのように地域振興と観光振興に結び付けているのか、改めてお伺いしたいと思います。

隣接の中核都市の八戸市では、水産業の激減、工業出荷額の低迷の中、八食センターや湊の日曜朝市を核として、食による八戸を産業として発展させる取り組みを始めております。八戸市の東南方向に位置し海と山の恵みのある階上町において、「食」の魅力をどのように生かそうとしているのかお伺いします。

観光面でいえば、近年日本を訪れる外国人観光客が急増しており、これらインバウンドの方には日本の和食が人気です。とりわけ和食をとおして地方の歴史や文化に触れるガストロノミーツーリズムが注目されております。その和食の原点が日本の伝統食であり、地方の郷土料理といえるのが当地方では南部料理です。

南部料理とは、受け継がれてきた伝統食であり、この南部地方において発祥、あるいは伝播しながらも、独自の調理方法によって養われた郷土料理です。最近はこの食材を使い伝統的な調理技術により新たな料理や商品も開発されてございます。汁物でいえば、いちご煮・せんべい汁・ひつつみ・そばかけはもちろん、クジラ汁・菊のみそ汁・タラのちり鍋も美味しいです。ご飯ものでは、うに丼・イクラ丼・ヒラメの漬け丼・サバの菊花巻きなど、酢の物、だんだん話しているうちに食べたくなってきましたが、ものもあります。タラの芽天ぷら・菊のナマスあえ・豆腐田楽・ホヤの酢の物など。また粉ものでは南部せんべいをはじめ、豆しとぎ・串餅・小豆ぱっと、海のものでは焼きカゼ・イカめし・八戸ブイヤベースなど、私の好きなものを上げただけでも南部料理には100種近くあるそうです。これらを当地方の観光の魅力として売り出したいものと考えます。

過日八戸プラザホテルで、八戸地域社会研究会主催の公開シンポジウム、八戸地方の食文化の魅力による観光振興と地方創生が開催されました。私もメンバーの一人として司会進行を務めましたが、町長さんや議員・職員の方も何人かおいでいただきました。こうしたことを階上町単独では大変でしょうから、周辺町村と協力して南部料理サミットを開催してはいかがでしょうか。ご提案申し上げます。三戸郡下の町村の研修会の懇親会においても、その町・村の出

される料理が評判を呼んでおります。どうか前向きなご検討をお願いしたいと思えます。

以上で、壇上からの私の質問を終了します。ご答弁よろしく願いいたします。**〔渡部議員降壇〕**

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。**〔町長登壇〕**

始めに、開かれた議会等を目指し議会改革に努めていただいていること、また議員として全ての町民、町、地域のために日々ご尽力いただいていることに大変頼もしく感謝申し上げます。

それでは渡部議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の、階上町の空き家問題の現状と対策についての件であります。近年、全国的な人口減少や高齢化の進行に伴い空き家の増加が大きな社会問題となっております。

総務省の令和 5 年住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家率は 13.8%、青森県は 16.7%となっており、青森県は全国平均を上回る状況にあります。

特に青森県におきましては、人口減少に加え、冬期間の積雪や老朽化などにより放置された空き家が防災、防犯、景観面で地域に与える影響が大きくなっているものと認識しております。

このため、青森県では市町村と連携し、空き家バンクの活用促進や移住希望者への情報発信、市町村担当者向け研修会の開催など、空き家対策の総合的な支援を進めております。

本町におきましても、住宅・土地統計調査を基に町独自に分析した結果、空き家率は 14.8%となっており、青森県平均は下回っているものの全国平均を上回る状況にあることから、空き家対策は重要な行政課題の一つであると認識しております。

また平成 30 年度に全町を対象とした空き家実態調査を実施し 338 件の空き家を確認しております。

その際、建物の傷み具合について調査を行ったところ、管理に特段問題がなく、そのまま利用可能と判定された空き家が 138 件、比較的小規模な修繕で利

用可能と判定された空き家が 136 件となっており、全体の約 8 割が一定の修繕等により活用可能な状況であることが確認されております。

一方で適切な管理が行われないまま放置されることにより、将来的に周辺環境へ悪影響を及ぼす恐れのある空き家も存在しておりますことから、利活用の促進と適正管理の両面から対策を進めていく必要があるものと認識しているところであります。

また議員ご指摘のとおり、空き家だけでなく蒼前地区をはじめとしたアパートや下宿の空き室につきましても、人口減少や学生数の変化、居住ニーズの多様化など社会情勢の影響を受けているものと考えております。

しかしながら、これらのアパートや下宿の空き室状況につきましても、空き家のように行政が定期的に把握するための統計調査や報告制度が設けられておらず、民間事業者の経営状況に関わる情報でもあることから、本町において網羅的に把握したデータはなく実態の把握には至っていない状況であります。

こうした状況を踏まえ、本町では空き家を単なる問題として捉えるのではなく、移住・定住につながる地域資源として活用する視点を持ちながら対策を進めております。

具体的には、平成 28 年度に階上町空家等の対策の推進に関する条例を制定し、平成 29 年度から空き家バンク制度を運営しており、これまでに 12 件の登録のうち 10 件が成約しており、移住・定住の促進や地域活性化に一定の成果が見られているところであります。

合わせて空き家の利活用を促進するため、仲介手数料、引越費用、家財道具等撤去費、住宅改修費などに対する助成制度を設け、利用者と空き家所有者の双方の負担軽減を図っているところであります。

さらに空き家問題は、相続や登記、権利関係など専門的な課題も多いことから、弁護士会、司法書士会、不動産関係団体など 9 団体と連携協定を締結し相談体制の充実に努めております。

また固定資産税の納税通知書に合わせ、空き家・空き地の適正管理のお願いや空き家バンク制度、各種助成制度、相続登記および法定相続情報証明制度に関する周知チラシを送付し、空き家の適正管理や利活用の促進、相続手続の早期対応について啓発を行っているところです。

加えて令和 5 年の法改正により、新たに管理不全空家等の制度が創設されたことを踏まえ、危険な状態になる前の段階から適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、空き家バンクの活用促進や情報発信の強化、関係機関との連携を図りながら、空き家の発生予防から利活用、適正管理までを総合的に進め、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○3 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、渡部高明君。

○3 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

3 番、渡部高明です。ご答弁ありがとうございました。空き部屋問題についての再質問をしたいと思います。

1 点目、これまでアパートや下宿の具体的な空き部屋状況を行政として把握してこないとのことですが、このまま放置するとさらなる荒廃が予想されます。特に我が蒼前地区ではそれが顕著です。データとして情報を把握するために、アパートの大家さんや下宿業者の方に空いてある件数を聞いていくことは可能でしょうか。

2 点目です。空き家問題の対策を階上町への移住定住につなげる地域資源として活用する視点を持ちながら対策を進めているとのことですが、とても建設的、積極的なことだと考えます。

しかし平成 28 年度に条例を制定し 29 年度から運営してこれまで 10 件の成約とのことですが、10 年で 10 件だけしかないのかと不思議な感じを抱きます。10 年間この件に関する町の予算額に対していくらの実績があったのでしょうか。

制度の周知方法はどのようにしているのでしょうか。

利用する方の手続き上の難しさはありませんか。

町内の不動産業者とは定期的に情報交換や協力をしているのか伺います。

3 点目、利活用促進のため、仲介手数料、引越費用、家財道具等撤去費用などの助成の割合率を教えてください。

同様の制度をしている近隣の自治体との比較も教えてください。

4 点目、関連団体と連携協定を締結しているとのことですが、具体的に相談や手続きをお願いした事例がありましたら教えてください。

5 点目、管理不全空家の制度の創設で町では具体的に何をやるのか伺います。

以上、ご答弁をお願いいたします。〔渡部議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、アパートや下宿の空室状況の把握についてでございますが、アパートや下宿は民間事業者や個人が所有・経営する施設であり、現在町として空室状況を調査する仕組みはございません。

また空室数は経営に関する情報でもありますことから、町では一律に調査を行うことにつきましては慎重な検討が必要であると考えております。

一方で人口減少や学生数の減少などにより利用状況が変化していることは認識しておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

2点目の、空き家バンク制度の成果と周知方法についてでございますが、これまで登録された12件のうち10件が成約し2件が取り下げとなっております。成約率は約8割であり移住・定住につながっている事例もあることから一定の成果があったものと考えております。

また補助金の活用実績につきましては、令和7年度までの累計で成約奨励金が5件、25万円、仲介手数料が3件、約10万円、引越費用が3件、約14万円、家財道具等撤去費が2件、20万円、住宅改修支援費が3件、90万円となっており、総額約158万円の補助実績となっております。

制度の周知につきましては、ホームページや広報紙への掲載のほか、固定資産税納税通知書へのチラシ同封により行っております。

さらに不動産関係団体とも連携しながら制度運営を進めているところであります。

3点目の、助成制度と近隣自治体との比較についてであります。本町では仲介手数料（上限5万円）、引越費用（費用の3分の2、上限5万円）、家財道具等撤去費（上限10万円）、住宅改修支援費（費用の3分の2、上限30万円）などに対する補助制度を設け、空き家所有者と利用者双方の負担軽減を図っております。

八戸圏域の近隣自治体と比較いたしますと、八戸市では改修費に費用の2分の1、上限30万円、南部町では上限10万円の家財道具撤去支援を実施して

いるほか、新郷村では取得費用の10分の9、上限100万円という手厚い支援を行っている自治体もございます。

本町の制度も一定の水準を確保しているものと認識しておりますが、今後も他自治体の事例を参考にしながら制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

4点目の、関係団体との連携協定の活用についてでございますが、空き家問題は相続や登記、権利関係、売買など専門的な課題が多いことから相談内容に応じて弁護士、司法書士、不動産関係団体などの専門機関につなぎ、適切な支援を受けられる体制を整えております。

5点目の、管理不全空家等制度についてでございますが、令和5年の法改正により危険な状態になる前の段階から対応できるようになりました。町では建物や敷地の状況を確認し放置することで周辺環境へ悪影響を及ぼす恐れがある場合には、所有者に対し早い段階から適切な管理をお願いしてまいります。

今後も危険な空き家の発生を未然に防ぐため、所有者への周知や助言を行いながら適正管理の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○3番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、渡部高明君。

○3番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

3番、渡部高明です。ただ今の詳しい答弁ありがとうございました。

空き家バンク制度についてはよく分かりました。しかしこのままでいきますと、空き家はますます増え地区の荒廃がさらに進むように思われます。私の住む蒼前地区では、ここ数年このまま放置すれば一気に建物が荒廃してしまいかねないとのこと近所の、あるいは下宿、アパート業者の方々のお話でございます。

そこで少し行政が積極的に関与して、一定の条件を満たせば解体費用の一部助成制度を設けたり、リノベーションや健康福祉関係の活用に支援する取り組みができないものかと思います。

また専門機関を紹介する適切な相談支援体制を整えているとのことですが、私自身現在の職業は行政書士という地域密着の町の法律相談的な面もございます。相続や土地売買、農地転用許可などの仕事ですが、この制度創設以来、階上町での具体的な相談を紹介した件数は何件あるのでしょうか。

以上のことを再質問いたしまして、空き家問題の私に関する件は終了したいと思います。以上です。〔渡部議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

まず空き家の解体費用への助成やリノベーション支援についてでございますが、空き家対策の重要性は十分認識しておりますが、解体費用への助成は財政負担を伴うほか個人財産への支援となることから、公平性や費用対効果などを十分に検討する必要があるものと考えております。

また空き家の利活用につきましても、地域の実情やニーズ、他自治体の事例などを参考にしながら引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

次に専門機関への相談紹介についてであります。町では固定資産税の納税通知書に合わせて空き家バンク制度等に関するチラシを送付しており、その後空き家に関する問い合わせをいただくことがございます。その際はまず町の制度や手続きについて丁寧に説明を行っておりますが、これまでのところ行政書士をはじめとする専門機関への紹介や本制度を活用した事例はございません。

今後におきましても相談内容に応じて関係機関と連携しながら町民の皆様が相談しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で発言事項一は終わります。

次に発言事項二について答弁願います。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、渡部議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

階上町の「食」と食による地域振興と観光振興についての件であります、1 点目の、階上町において食の魅力をどのように生かそうとしているのかにつきましては、議員ご案内のとおり、八戸市におきましては八食センターや湊の日曜朝市といった強力な拠点を核に、食を一大産業として発展させる取り組みを展開されており、その集客力は隣接する本町にとっても大きなチャンスであると捉えております。

そのため、八戸市の持つ巨大な消費・流通市場に隣接するという強みを、本町が誇る豊かな海と山の自然に恵まれた新鮮で希少性の高い生産地としての強みを最大限に生かした差別化により、誘客を図ってまいりたいと考えております。

ここで申し上げる希少性の高い強みとは、具体的には青森県の奨励品種である階上早生や厳しいブランドマニュアルにこだわった階上あぶらめのように、量産による流通ではなく品質やストーリー性を重視した本町ならではの付加価値の高い食の価値を目指すものでございます。

美しい風景や体験とともに、その土地ならではの食や食文化を味わう食の観光化は、観光客の目的地そのものになり得る重要な要素であると認識しており、この自然・歴史・文化と食を融合させた観光振興に向け、これまでも創意工夫を凝らしながらさまざまな取り組みを展開してきたところでございます。

令和 7 年度におきましては寺下観音トレッキングアンド早生そばランチバイジャズを開催したほか、みちのく潮風トレイルのイベントにおきましては地域の民間協力者であるおもてなしエンジェルの皆様のご協力のもと、階上産のヒラメの試食やピザ焼き体験など地域の魅力を体感していただく試みを行ったところでございます。

さらに今年度におきましては、本町の豊かな自然資源である巨木と昨年 6 月にブランドデビューを果たした町の魚、階上あぶらめの魅力を掛け合わせた旬の階上あぶらめと巨木の郷めぐりバスツアーの開催を予定しており、現在一歩ずつ取り組みを進めている段階でございます。

次に 2 点目の、周辺町村と協力した南部料理サミット開催についてであります、渡部議員からご紹介のありました汁物やご飯もの、粉ものなど、多種多様で豊かな南部料理を地域の観光の魅力として売り出していくべきというご提言につきましては、今後の観光振興における重要な視点であると認識しております。

本町におきましては、議員のご案内の南部料理の価値にいち早く着目し、平成 8 年の発足以来 30 年近くにわたり地元の農海産物を使った郷土料理の伝承

や町内外への発信に草の根で取り組んでこられた臥牛の郷生活研究連絡協議会の存在がございます。この協議会におきましては、地域の皆様が一体となり年2回の伝統料理講習会の開催などを通じて、南部料理をはじめとする食文化の伝承と地域振興や観光資源としての魅力向上に多大なるご貢献をいただいているところでございます。

南部地域が一体の食文化圏であり、広域で魅力を発信することの重要性や議員の目指される食による地域創生の方向性については本町としても同様の認識を持つものであります。

しかしながら新たなサミット等の広域イベントを立ち上げるに当たりましては、関係自治体の意向や人員体制などクリアすべき課題も多く存在いたします。

本町といたしましては、まずは臥牛の郷生活研究連絡協議会をはじめ、町内ですでに地道な活動を続けておられる民間組織の取り組みをしっかりと支援し足元を固めることが最優先であると考えております。

従いまして、ご提案の広域連携のあり方につきましては、これら町内組織の意向や周辺自治体の動向、他地域での先進事例などを注視しながら慎重に調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○3 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、渡部高明君。

○3 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

3 番、渡部高明です。ご答弁ありがとうございました。

今のご答弁の中の歴史、自然、文化、これを食と融合させた観光の振興の取り組みは重要、有益だと考えられますが、令和7年度の寺下観音トレッキングと早生そばランチバイジャズ、これの参加者数、周知方法を教えてください。

またおもてなしエンジェルで地域の魅力を体感していただくことはいいことですが、それが一過性に終わることなく階上のイベントの参加誘導を促すために何か行っていることがあれば教えてください。

また今年度巨木めぐりと階上あぶらめを合わせたバスツアーの開催予定、こちらの周知方法も教えてください。

2点目の南部料理サミットの提案に関し、本町である臥牛の郷生活研究連絡協議会の存在がありました。私もこちらの団体が作成した階上町の伝統料理の出版物を手にして、とても素晴らしい取り組みと内容の本であると感心しました。こちらがその本でございます。とても内容も豊かでその作り方も書いてあるということで非常に貴重な本だと思います。

そこでこの町長の答弁にあった臥牛の郷生活研究連絡協議会について、その構成員と活動内容をもう少し詳しく教えてください。

郷土料理は小さい頃から食することが大事だと考えます。そこで学校給食において町の食材が使われているのか。その量や頻度も教えてもらえればと思います。

また先ほど町長から南部料理サミットについて慎重に調査研究するとの答弁がありましたが、他力本願の姿勢では広域連携は進みません。南部料理の伝統を深く受け継ぎ、臥牛の郷などの素晴らしい活動実績を持つ本町、階上町こそが、少なくとも当町が主導して周辺の町村に呼び掛け考えていくべき事柄ではないでしょうか。この点は実務を担う課長の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。〔渡部議員着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒道産業振興課長。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

まず昨年度のイベント実績と周知方法についてですが、これらは階上観光ネットワークが主催し SNS や観光施設でのチラシ配荷に加え、最も高い申し込み効果のあったデーリー東北の情報クリップを活用して周知いたしました。今後の広報戦略における貴重なデータとして捉えております。

参加者数につきましては、質の高い体験を提供するため少人数限定とし、10月のトレイルイベントでは外国人観光客2名を含む16名、11月のジャズイベントでは15名のご参加をいただき、いずれも全員が町外からの誘客という確かな成果を得ております。

これらの一步を一過性の訪問で終わらせず通年観光へと昇華させるために、これまでに臥牛山まつりやいちご煮祭りにおいて実施した、それぞれ100件以上の詳細なアンケート調査のデータなどを分析してまいりました。その結果、

実務の上で乗り越えるべき課題として、次の五つのポイントを設定しております。

第1に日帰りであっても時間忘れ楽しんでいただき、町内での滞在時間をさらに延ばすこと。

第2にそばとジャズのように本町独自の資源を組み合わせた魅力を前面に押し出すこと。

第3に継続的な発信によるリピーター化の仕組みを強化すること。

第4に飲食店や観光施設と連携した周遊ルートを確立すること。

第5に若い年齢層をターゲットとしたSNS等で発信したくなる映えイベントを展開すること。

これらの五つの実務課題に重点的に取り組む必要があると分析しております。

今後はほぼ毎日更新しております公式SNSをフルに活用し、タイムリーな情報発信やインバウンドを見据えた外国語対応を進め、行政主導にとどまらない地元の飲食店や生産者の皆様が主役となって利益を確保できる、地域がいかに稼ぐかという観光の産業化へつなげてまいりたいと考えております。

次に今年度開催予定の階上あぶらめと巨木の郷めぐりツアーについてでございます。

本ツアーは先ほど申し上げたデータ分析を生かし、新聞の催事情報欄や公式SNS等をフルに活用して迅速な周知を行っております。合わせて民間視点を取り入れた価格設定や事業者との連携を検証し、持続可能な仕組み作りを進めてまいりたいと考えております。

次に臥牛の郷生活研究連絡協議会および学校給食についてでございます。

まず本協議会は元々地域ごとに活動していた生活改善グループが道の駅はしかみでの実演販売を契機に結束し、地産地消を合言葉に平成8年に組織化された歴史がございます。

主な活動である臥牛山まつりやいちご煮祭りへの出店のほか、年2回開催する伝統料理講習会におきましては、郷土料理や行事食など食文化を幅広い世代に伝承するとともに地元の食への理解を深め、観光資源としての魅力向上や地域振興につなげることを目的に開催しております。

昨年度におきましても、八戸市、南部町、五戸町、十和田市など周辺市町から多くの参加者を迎えており、すでに広域的な観光資源としての確かなポテンシャルを有しているものと受け止めております。ちなみに昨年度の第1回講習会では12名が参加し赤飯せんべいやナスの味噌焼きなど、第2回では15名が

参加し鯖入りせんべい汁や豆腐の味噌田楽といった、まさに渡部議員のご紹介した南部料理の数々を実践し好評を博したところでございます。

また協議会が作成した伝統料理本についてでございますが、これは海と山を持つ本町において同じ素材であっても、地域ごとに異なる豊かな特徴を持つ郷土料理をデータとして整理し記録に残して後世に伝えていきたいという会員の強い思いから作成されたものであり、大変貴重な財産であると認識しております。

続いて幼少期からの学校給食についてでございます。

議員ご指摘の幼少期からの食育は極めて重要であり、現在学校給食における町内産の食材の活用状況についてお答えいたします。

まず主食である米飯におきましては、給食で提供する米飯の全てに町内産米を使用しており、年間で約 10.8 トンを提供し 100%の地産地消を達成しております。さらに収穫時期に応じた小松菜やバイキング給食でのミニトマト、本町の海の恵みであるわかめ、ふのりなどの海藻類、そして干し椎茸など地域の食材をできる限り献立に取り入れているところでございます。

また議員からのご紹介のありましたせんべい汁やひつつみといった当地方代表する郷土料理につきましても、すでに給食のメニューとしてしっかり子ども達に提供しているところでございます。

議員ご案内のとおり、南部地方の豊かな食文化を広域で発信していくためには各自治体が連携し主体的に取り組んでいくことが重要でございます。従いまして、実務的な方向性といたしましては、まずは既存の八戸圏域連携中枢都市圏のワーキング会議や実務者会議を活用する中で、本町としても主体的に意見交換や提案を行い周辺自治体の意向把握から着手してまいりたいと考えております。＜質問の制限時間 10 分前を知らせる呼鈴＞まずは今年度のあぶらめツアーを始めとする広域連携の具体的な手法につきましては関係各位と連携しながら慎重に調査研究を進めてまいります。

以上となります。〔産業振興課長着席〕

○3 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、渡部高明君。

○3 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

3 番、渡部高明です。

それでは3回目の質問させていただきます。ただ今詳しいご答弁ありがとうございます。

最後に一点だけ。当地方の食の魅力を発信し、伝えるために首都圏では東京日比谷にある八戸圏域のアンテナショップ 8base があることは周知されていると思いますが、これを積極的、戦略的に活用すべきだと思います。

実際私がここを訪れていたときに、階上町のパンフレットを、それからポスターですね、大きく取り上げていただいております。ここの経営者からもう少し階上町さんでもこちらに近づいて支援していただけないかという話も受けましたが、この 8base の活用についてどのようになさってるか伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

お願いします。〔渡部議員着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒道産業振興課長。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、私から 8base の活用推進についてお答えいたします。

本町における 8base の利用につきましては、より幅広い層への本町の魅力を PR するため、令和 4 年度から毎年度継続して階上食材プロモーションを開催しております。

一昨年の令和 6 年度には、夏の主力である生ウニをメインに据え開催時期をそれまでの冬から夏へと変更し、町長トップセールスのもとプロモーションを展開しております。また昨年の令和 7 年度におきましては、6 月に 24 名の皆様の参加をいただき、本町の新鮮で品質の高い食材の豊富さを首都圏へ力強く PR してきた実績がございます。周知に当たりましては、圏域公式 LINE スクラム 8 等を活用しております。

今後の課題といたしましては、首都圏で参加者からの高評価を町への来訪にどう結びつけるかだと考えております。そこで今年度、令和 8 年度におきましてはこれまでも実施してきましたふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の案内による支援手段の周知をさらに強化し、リピート寄付や定期便の利用へつなげることで関係人口を確実な地域経済の循環へと結びつけてまいりたいと考えております。さらに今後は一般消費者向けにとどまらず観光の産業化を

見据え、首都圏の料理店経営者や仕入れた担当者等を対象にしたビジネスイベントへの活用についても検討を進めてまいります。

今後とも、本町の特色のある食や観光資源を生かした地域振興に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。〔産業振興課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で3番、渡部高明君の質問を終わります。

次に6番、小坂正年君の質問を許します。

質問方式は一括質問、一括答弁となります。

○6番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、小坂正年君。

○6番（小坂正年君） はい。〔小坂議員登壇〕

6番、小坂正年です。6月の定例会に質問の機会を与えていただきありがとうございます。

令和7年12月22日、階上町中学生模擬議会が開催されました。中学生の一般質問が町のことを考えた素晴らしいものだったと思います。今問題になっているどこに出てもおかしくないクマのこと、また街灯が少ないところがあり夜危険を感じることもあるなどいろいろとありました。私達も考えさせられることがありました。その中でも私も同じように考えていることがあり質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、今年の夏も高温になり熱中症の心配があります。中学生模擬議会でも質問がありました赤保内小学校、階上中学校の運動場近くに自動販売機の設置を希望する旨の質問がありました。小学生、中学生だけではなく、グラウンド等では陸上、サッカー、野球、ソフトテニス等練習をしています。夏本番を迎え何かあってからでは遅いと思います。

私もテニスコート近くに設置できないのかメーカーの方と相談したことがありましたが、単独での電源が必要などいろいろあり諦めたことがあります。あまり予算をかけなくても実施できるものではないかと思います。今一度設置を検討していただけないか伺います。

2点目に、私も町内の方々からよく言われることが、既設の公園等でボールを使って遊べる場所がない、どうにかならないかと言われることがあります。中学生の模擬議会でもボールを使用して伸び伸びと遊ぶことができる公園が欲しいと思っていますとありました。

町の運動公園があれば問題がないと思いますが、そこまでは無理としても既設の公園、広場等工夫をして、最低ボールを使用できる場所を考えていただけないか伺います。

3点目に、本年3月に導入された階上町公式スーパーアプリについて伺います。

私自身も実際にダウンロードし日常的に使用しておりますが、ごみの収集日通知や町の緊急情報など非常に利便性が高く、町政がデジタル化の大きな一歩を踏み出したと高く評価をしているところであります。

しかしながら、この便利な機能を一人でも多くの町民に届け、活用されてこそ真価が発揮されるものと認識しております。導入から2カ月が経過した今、このアプリを町の標準ツールとしてさらに定着させる必要があると考えます。

そこで現在の利用状況を踏まえ、ダウンロード数をさらに伸ばし、活用を促していくために今後どのような具体的な広報展開を考えているのか伺います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。〔小坂議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の、運動場近くへの自動販売機の設置についての件であります、教育委員会が所管しておりますので後ほど教育長より答弁させます。

次に二つ目の、公園等においてボールを使用して遊ぶことができる場所についての件であります、議員ご案内のとおり、近年は公園における安全面や周辺住宅への配慮などからボール遊びが制限されるケースも多く、子ども達が自由に体を動かせる場所が少なくなっていることは、町といたしましても認識しているところであります。

また昨年開催されました中学生模擬議会におきましても、思い切り球技ができる場所が欲しい、バスケットボールやサッカーができる公園が欲しいといっ

た意見が出されており、子ども達や若い世代のニーズは一定程度あるものと受け止めております。

一方で新たに専用の運動施設や公園を整備するためには、広い用地の確保に加え防球ネットや騒音対策、さらには維持管理費など多額の費用と継続的な管理が必要となることから、直ちに新設することは難しい状況であります。

しかしながら、子ども達が安心してボール遊びやスポーツに親しむことのできる環境づくりは重要であることから、今後につきましては学校施設の利活用という観点も踏まえ、学校グラウンドを子ども達が安全に利用できる環境づくりについて、教育委員会と連携しながら利用方法や安全管理の在り方などを含め検討してまいりたいと考えております。

また既存の公園につきましては、現在も地域の町内会等と連携しながら維持管理を行っているところであり、地域ごとの利用状況や周辺環境も異なることから、今後も地域の皆さまのご意見を伺いながら安全面や近隣への影響にも十分配慮し、子ども達が安心して遊べる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に三つ目の、階上町公式スーパーアプリの普及促進と町民生活における利便性向上についての件であります。議員ご案内のとおり本年 3 月に導入し運用から 2 カ月程度が経ちますが、本アプリの有用性を実感いただき高く評価していただいたことに感謝申し上げます。

始めに、現在の利用状況についてでございますが、6 月 1 日現在の本アプリのダウンロード数は約 950 件となっており、主にクマの目撃情報などの防災無線の内容確認やごみカレンダーなどにご活用いただいているところでございます。

今後ダウンロード数を伸ばし活用促進する具体的な広報展開についてでございますが、ダウンロード数を伸ばすためには町民の皆様方に階上町公式スーパーアプリの存在を知っていただくことが第一と考えており、これまでチラシの全戸配布や町広報誌にダウンロードページの掲載などを実施してまいりました。

町広報誌への掲載については、当面の間継続してまいりたいと考えているところであり、運用開始から 6 カ月程度を経過した 9 月頃を目途にもう一度チラシの配布なども実施する予定としているところでございます。

その他にも高齢者の方々などから利用したいがダウンロードが難しいなどのご意見も聞かれているところでございますので、各種イベントの場を積極的

に活用し、対面での導入サポートなどの実施についても検討しているところでございます。

また議員の皆様や各種委員会等の委員になられている方々に対し、積極的にダウンロードいただくよう周知を行っているところであり、ダウンロードしていただいた皆様方からのご協力を賜り、ご家族や友人へお声掛けをいただくことで多くの町民の方々からダウンロードいただき、町の情報を知るためのコンシェルジュとしてご活用いただきたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、濱浦教育長。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

私からは運動場近くへの自動販売機の設置の件についてお答えいたします。

まず始めに、令和7年12月に開催されました中学生模擬議会におきまして、階上中学校の生徒の皆さんから町の未来や利用者の健康を想う大変素晴らしい質問が数多く出されたことについてとても頼もしく感じております。

さて議員ご指摘のとおり、児童生徒だけでなくグラウンドやテニスコートを利用する陸上、サッカー、野球、ソフトテニスなどの練習に励む皆様の熱中症予防、そして安全確保のために、何かあってからでは遅いという認識は全く同感するところでございます。

その上で、自動販売機の設置に当たりましては飲料メーカーや設置事業者が利用者数や安全面などを踏まえて設置場所を判断する仕組みとなっており、町の施設であっても事業者との協議が必要不可欠であり、設置スペースの提供に加え電源の確保や利用状況などさまざまな条件が求められます。

議員からご意見のありましたテニスコート付近での電源確保の問題につきましては、過去に単独での電源が必要とのことで断念されたという経緯も踏まえ、また近年の猛暑・酷暑による熱中症対策の観点からも、町といたしましては自動販売機の設置に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、利用者が多く熱中症予防にも効果が期待できるテニスコートや学校グラウンド周辺を候補地として想定し、まずは教育委員会主導で飲料メーカーや設置事業者との具体的な協議に着手し、設置事業者側が求める利用条件

の確認を行うとともに、町の課題である設置スペースの精査や最大の懸案である既存設備からの分岐の可否や配線ルートなど電源確保の可能性について検証を行ってまいります。

町としましては自動販売機の設置が可能かどうかの具体的な条件を一つずつクリアするために、まずは設置事業者と協議を行い、引き続き児童生徒や町民の皆様が安全に活動できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○6 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、小坂正年君。

○6 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

6 番、小坂正年です。ご丁寧な答弁ありがとうございます。

1 点目、2 点目に関してはなるべく早めに結論を出して前に進めていただければと思います。そのことをお願いし 1 点目、2 点目は再質問はありません。

3 点目だけにお願いをいたします。

広報活動が加速することで、より多くの町民に利便性が届くことを期待しております。

次に本アプリが町民にとってなくてはならないツールとなるための展望について伺います。今後は子育てや教育、さらには各種手続き等を町民生活のあらゆる場面で活用できるプラットフォームへ進化させていく必要があると考えます。現在検討されている具体的な機能拡充の予定と、それらを実装することで町民の暮らしがどのように変わるのか、その将来展望について伺います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。〔小坂議員着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、小坂議員のスーパーアプリに関するご質問にお答えいたします。

運用開始以降、各小中学校で活用している連絡アプリテトルや母子健康管理アプリ母子モとの連携をはじめ、専用アイコンをタップするだけで議会日程や会議録など町議会に関する最新情報を確認できるミニアプリを作成しております。

今後の予定している機能拡充としましては、これまで紙で郵送していたお知らせやキャンプ場の利用、イベントへの参加申込などをデジタル化しスーパーアプリ内で行えるようにしたいと考えております。

さらには役場に対するよくある問い合わせに 24 時間対応できるチャットボットの導入についても検討し、段階的に進めていく予定としております。

また他の公共団体が作成、公表している有用なアプリとの連携についても検討しており、例えばリアルタイムで熊の出没情報を把握できる青森県のクマログあおもりなどもその一つです。

次に町民の暮らしはどの様になるのかについてでございますが、先ほどお話ししたアップデートを積み重ねていくことで住民サービスがアナログからデジタルへ変化し、サービスの質が向上するものと思います。住民の皆様が知りたい情報へ一秒でも早く迷わずアクセスできる環境が構築されるものと考えております。〔総務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 6 番、小坂正年君の質問を終わります。

次に 12 番、百目木和俊君の質問を許します。

質問方式は一括質問、一括答弁です。

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。

○12 番（百目木和俊君） はい。〔百目木議員登壇〕

12 番、百目木和俊です。よろしくお願いします。6 月定例会に当たり一般質問の場を与えていただき感謝申し上げます。また質問に当たりご指導ご協力いただきました関係者の皆様にお礼を申し上げます。

通告に従い質問いたします。

青森県は短命県と言われ、人口減少、高齢化が進み、日本全体が将来直面するであろう姿を先取りしていると言われております。一方で働く世代、生産年

齢人口はこれから 14 年先、2040 年には国全体で 16%減少すると言われております。

産年齢人口の減少とは逆に、2040 年には 100 万人以上も新たに医療、介護、福祉現場で働く人数が必要であると言われております。

県では 2040 年を目途に、短命県返上と医師不足の解消、医療、介護、福祉現場の見直しを進め、ICT（情報通信技術）を利用し、病院だけでなく介護、福祉施設等が連携し地域全体で住み慣れた自宅等で安心して療養できる遠隔診療、情報共有、業務効率化を県全ての地域で目指すとしております。

この地域医療構想は、高齢者の医療のためだけではなく子育て世代にも役に立つ事業であると思っております。そのことについて町としての考えをお伺いいたします。

約 30 年にわたり町民の医療、また学校医として貢献していただいた K 医院が閉院し 1 年と 2 カ月が経ちました。現在家族の間で、また知人、友人を通して今の施設を利用し開業していただける方を探しているとお聞きしております。

県の医療の見直しを推進するためにも、今ある施設を有効に利用できるような支援対応策について、町、県でできることがあれば進めていただきたいと思います。町の考えをお伺いいたします。

次に津波警報発令時における町の避難路と避難所へのシャトルバスの運行についてお伺いいたします。

階上町は海岸線約 5.5 kmを要し、また JR 八戸線が沿岸伝いあることから、警報発令時には沿線全ての町民が避難の対象となっております。津波警報発令時、青森県が想定した津波は約 12 分で沿岸に到達すると言われております。

特に大蛇地区において徒歩で避難する場合、線路を横切つての避難がベストと思われます。JR に対し津波警報時において線路を横切ることができるよう要望していただきたいと思います。

また避難所への移動についてシャトルバス等の運行ができないかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。〔百目木議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、百目木議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の町の医療の体制と課題についての件であります。県では医療法に基づく青森県保健医療計画を策定し、地域医療構想の推進、医療連携体制の構築、医師をはじめとする医療従事者の確保・養成などについて定めるとともに、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制の確保に取り組んでいるところであります。

特に近年は、青森県全体の課題であります人口減少や少子高齢化の進行に加え医師不足や医師の高齢化、働き方改革への対応などにより医療提供体制を従来と同様の形で維持していくことが困難となってきたことから、県の令和8年度の目玉となる取り組みとして医師偏在の解消とオンライン診療の推進が掲げられております。

百目木議員ご案内の医療 ICT 推進事業も県において予算化されており、主体となる医療機関が積極的に活用し導入できる仕組みとなっておりますので、今後さらに加速し普及していくものと思われれます。

同時に国におきましても医療 DX の推進を重点施策として位置付け、オンライン診療、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス、遠隔医療支援システムなどの整備を進めているところです。

本町におきましても 30 年という長きにわたり町民の命と健康を守り、地域医療を支えてこられた医療機関の閉院により、改めて医師確保の難しさや地域医療を維持することの厳しさを実感しているところでございます。

そのような中、昨年度オンライン診療により町民へ医療を提供したいとの意向を示された医療機関があり、国および県の補助制度を活用しながら具体的な運用方法や実施場所等について協議を重ねてきたところであります。

協議においては、百目木議員ご提案の閉院した施設の活用につきましても検討を行いましたが、医療機関側より運用形態はオンライン診療車による巡回診療として実施したいとの申し出により、診療に必要な待機スペース、冷暖房設備などがすでに整備されている公共施設を活用する方が運営面において優位性が高いとの判断に至り、町との連携、協力を要請されたところであります。

今月中旬頃を目途に町と医療機関との連携協定の締結、7 月からの診療開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

なお国におきましても、郵便局や公民館、道の駅、自治体施設などをオンライン診療の拠点として活用する取り組みを推進しており、医療施設に限らず地

域の既存施設を最大限活用しながら医療サービスを提供する考え方が全国的に広がりを見せております。

さらにオンライン診療に関する制度改正や規制緩和も段階的に進められており、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として遠隔による診察や健康相談の有効性が広く認識されるようになったことから、地方部における医療アクセス向上のための有力な手法の一つとして期待されているところであります。

一方でオンライン診療のみで地域医療を補完できるものではなく、百目木議員ご提案の既存施設を有効活用しながら地域医療の維持、確保を図ることにつきましては、土地・建物の所有者であり事業を承継する医師ならびにご家族様と連携しながら、今後は国や県、民間の補助事業の活用を検討していただくなど、医師確保に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては限られた医療資源を有効に活用しながら、既存施設の活用、医療 DX、医療 ICT の推進、関係機関との連携強化など多面的な取り組みを通じて、町民が安心して医療サービスを受けられる環境の確保に努めてまいります。

次に二つ目の、津波警報発令時の避難路と移動手段についての件でございますが、町では平常時より強い揺れを感じた場合や津波警報、大津波警報が発表された場合にはためらうことなく徒歩で速やかに避難するよう啓発しております。

特に津波警報が発表された際は JR 八戸線より高い場所へ、大津波警報が発表された際は緊急避難場所へ迅速に避難いただくようお願いしております。

また津波避難計画では車両による一斉避難は渋滞や事故の危険性が高まるため抑制しておりますが、高齢者や障がいのある方、乳幼児と同行する方など徒歩での避難が困難な場合や、緊急時には短距離、直行を基本とした車両利用を認め、地域の支援体制と連携しながら安全確保に努めることとしております。

1 点目の災害発生時の JR 八戸線の横断につきましては、東日本大震災後に JR 東日本と打合せをした際は非常時でも線路内への立ち入りや線路上の歩行は避け、安全が確認された既存の横断施設を利用するようにとのお話しでした。

しかしこの問題は八戸線に限ったものではなく、近年では踏切以外の場所で線路を横断することを条件付きで認める方針へと変更している鉄道事業者も出てきている状況にあります。

全国的な鉄道事業者の安全運用の状況や国の方針を確認しつつ、JR 東日本や県など関係機関と改めて協議を進め、地域の事情に即したルール作りや合意形成が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

住民の安全を最優先に考え、運転抑止や線路状況の安全確認が必要となる条件、誘導體制、周知方法などについて情報共有を行い、地域防災計画の改定時に対応を整理したいと考えております。

次に２点目の、指定避難場所への移動手段としてのシャトルバスの運行についてであります。災害発生直後は職員や消防団が緊急避難所を巡回し、避難者の安否確認、人数把握、要配慮者の有無、道路状況などを調査し、その結果を踏まえより有効な移動手段を検討し実施することとなりますが、避難者数が多い場合などはシャトルバスによる移動も一つの手段だと考えております。

その際、バスの手配につきましては災害時応援協定を締結している町内の事業所へ依頼することを想定しております。

町民の皆さまには命を守ることを最優先として避難していただき、その後避難者の状況に応じて柔軟かつ適切に対応してまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。

○12 番（百目木和俊君） はい。〔百目木議員起立〕

ありがとうございました。今、町長から前向きな答弁をいただいたと思っております。

7 月から医療の方ですけれども、7 月からオンライン診療が始まるということ期待をしております。

また県では医療偏在の解消と全ての地域で安心して医療サービスを享受できる社会、地域ぐるみで支え合い助け合う社会としております。

再質問であります。県医の施設の有効な利用方法について、県の事業についてどのようなものがあるかお伺いいたします。

そして津波警報の件であります。警報発令時の件であります。津波警報時の階上町の警報発令時に避難しなければならない世帯数と人数をお聞かせ願います。

そしてまた、要避難者想定者数に対しての避難所の確保とその状況については十分であるか、そのことについて伺います。〔百目木議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸すこやか健康課長。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、百目木議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の地域医療に関する県の事業についてお答えいたします。

閉院した施設の有効活用に関連する青森県の支援制度についてであります  
が、県では令和8年度当初予算において医師偏在是正総合的対策パッケージ推進事業を実施することとしております。

この事業は、医師確保対策、診療体制の維持・承継支援などを総合的に進めるものであり、本町のような地方部における地域医療の確保においても大変重要な施策であると認識しているところであります。

その中の新規事業として診療所等承継・開業マッチング支援事業費補助が創設される予定となっております。

この事業は、高齢化や後継者不足などにより事業譲渡を希望する診療所等と地域での開業や承継を希望する医師とのマッチングを支援するものであり、委託された医師会が中心となり、全国規模での情報収集や情報発信、医師との橋渡しを行う仕組みであると伺っております。

県の実施要綱等が示され次第、関係機関と情報共有を図りながら、本制度の活用可能性について検討してまいりたいと考えております。

特に既存の医療施設を活用した診療所の承継や新規開業は、新たな施設整備と比較して、初期投資を抑えることができるほか、地域住民にとっても馴染みのある医療拠点を維持でき、交通アクセスの面においても利点があることから、議員ご案内のとおり有効活用できればと考えております。

また県においては開業する際に必要となる医療機器や設備整備、さらには地域定着に向けた運営経費等を支援する補助がございます。

本町といたしましては引き続き、国および県等の各種支援制度について積極的に情報収集を行いながら、地域医療に志を持つ医師や医療法人との接点の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、百目木議員のご質問にお答えします。

私からは、津波避難対象人数と避難所の状況に関するご質問にお答えします。

まず住民登録上の避難対象者数でございますが、津波警報時は JR 八戸線より海側にお住いの世帯約 350 世帯、約 700 人で、大津波警報時は津波浸水想定区域内の避難対象世帯約 450 世帯、約 900 の方が対象となります。

次に津波避難所の状況についてですが、津波警報に伴う避難指示発令時の初動で開設することとしているハートフルプラザ・はしかみの収容可能人数は最大で 500 人程度、道仏交流センターと道仏公民館を合わせた収容可能人数は最大で 330 人程度で、2 つの施設を合わせて 830 人程度の受け入れができるものと考えております。

また避難者が増加した場合は道仏中学校と道仏小学校を避難所として増設することとしており、大津波警報が発表された場合においても状況を確認しつつ避難所の開設に取り組むこととしております。

しかしながら、先ほどの収容可能人数は初動段階での人数であり、長期的な避難所運営が必要となった場合は生活空間やトイレの確保などの問題も発生することから、状況に応じた避難所の設置を検討することとしております。

今後地域防災計画を改定することとしておりますので、避難所の確保についてもさまざまな状況を検証し整理したいと考えております。

答弁は以上です。〔西山総務課長着席〕

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。

○12 番（百目木和俊君） はい。〔百目木議員起立〕

ありがとうございました。

医院の方については県との連携を密にして、多くの町民が利用して患者に寄り添っていただいた医院でもありましたので、その医院が一日でも早く開業できるようにしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

また津波の関係の方では昔から災害は忘れたころにやってくると言われておりますけれども、最近はそれがなくなったというか、今回１年間で階上町にも津波警報が３回出たと思っております。非常に明日来るかも分からないような大津波が来るとも言われておりますので、避難場所の確保には十分な検討をしていただいて、町民の生命を守るためにしていただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。〔百目木議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で１２番、百目木和俊君の質問を終わります。

次に８番、大下修君の質問を許します。

質問方式は一問一答です。

○８番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、８番、百目木和俊君。

○８番（大下修君） はい。〔大下議員登壇〕

８番、大下修です。よろしくお願いします。

始めに、小松内科医院閉院から一年と数カ月が経過しました。多くの町民が交通手段や交通費の問題もありながら、通院先を町外に求めて苦勞をされています。この状況は高齢者に住みにくい町となっています。町による病院誘致の話も聞こえてきましたが、経過や展望が見えない不安な状況です。町民、高齢者の生命と健康を守る重要な案件です。この一年余りの町の対応と今後を伺います。

次に旧小舟渡小学校は元々浜の組合と言いますか部会の土地と伺っています。現在の灯台と芝生地と合わせると相当の面積で、お金に換えられない価値、景観です。

譲渡後の数年は、会社は町、住民に配慮するでしょうが２０年、３０年先はどうなるのでしょうか。別荘地、宅地分譲であったり、廃棄物置き場となったり将来が心配です。先人たちが獲得し守ってきた景観を含んだ共有財産が町の方針によって失われるのです。

旧小舟渡小学校の無償譲渡まで２年余りとなりました。当初伺っていた宿泊施設やサウナ、風呂や居酒屋などは未だに開業されていないようです。キャンプ場においても、若い方々からせせらぎ公園や階上岳が無料なのに対して、一

人当たり 2,000 円で 5 人で行けば 1 万円の支払でクマが出ないことを考えるが躊躇してしまうとの意見も伺っています。

町民ならびに地元の方々は、宿泊施設やサウナ、風呂、居酒屋の無開業およびクマが出にくいキャンプ場の有料に十分満足していると町は考えているのか見解を伺います。

また町もこの現状に満足し無償譲渡に適していると考えているのか伺います。

次に人口減少とまちづくりについて伺います。

前回の町長の考えるまちづくりの質問に対して、答弁が抽象的な言葉の羅列が多く具体的なイメージできずよく理解できませんでした。

今までどおり観光と一次産業の振興に尽力するのか、新たな人口減少、結婚、子育て支援は何をするのか。例えば図書館を含む複合施設の後にはどのような施設を造るのか、耳ヶ吠地区に大規模な中央公園を造るとか、町の人口をいくかにするだとか、山手や浜手のまちづくりはどうするのか。町長の決意や想いが見える形で町民に示していただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

〔大下議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の、耳ヶ吠地区の病院閉鎖からの経過と今後の件であります。議員ご案内のとおり当該医療機関の閉院から 1 年以上が経過し、町民の方々が他の医療機関への転院を余儀なくされております。特に高齢者の方々を中心に通院距離の増加や交通手段の確保などの課題が生じており、町民の皆様が不安やご不便を感じておられることにつきましては、私もさまざまな機会を通じて伺っているところであります。

こうした状況を踏まえ、本町といたしましては閉院後の地域医療体制をどのように維持、確保していくか、行政課題の一つとして位置付け対応を進めてまいりました。

まず閉院後の対応についてであります。当該施設は町有施設ではなく土地および建物は個人所有の財産でありますことから、本町が主体となって直接的に施設運営や承継者選定を行う立場にはございません。しかしながら地域医療の継続という観点から、所有者である医師およびご家族様のご意向を十分に尊重しながら承継者の確保に向けて連携して取り組んできたところであります。

具体的には一般的な公募や民間事業者への仲介委託といった手法ではなく、地域医療への熱意があり安心して診療所を引き継いでいただける医師を探したいとのご意向を踏まえ、県保健所長、大学病院長をはじめ八戸市医師会関係者、本町出身の医師や医療関係者に広く情報提供を依頼してまいりました。

また製薬会社、薬局、金融機関など、医療関係者と日常的に接点を有する関係機関にも協力をお願いし、公立病院や民間病院を含めた幅広い医療ネットワークを通じて情報収集と働きかけを行ってまいりました。さらに個人開業医による承継のみならず、医療法人による運営、病院の分院化、複数医師による共同運営など、さまざまな可能性についても情報収集と検討を重ねてきたところであります。

一方で近年の地域医療を取り巻く環境は大きく変化しております。全国的には医師の総数そのものは増加傾向にあるものの、医師の都市部への集中や専門分化が進んでおり、地域のかかりつけ医として総合的な診療を担う医師の確保は年々困難になっております。

この課題に対応するため、県では今年度、総合的な診療能力を持つ医師養成推進事業を新規事業として実施する予定となっております。

また医師の働き方改革により従来以上に勤務環境の改善が求められる中、若手医師につきましては大学病院や基幹病院で経験を積むことを希望する傾向が強く、一方で開業を検討する年代になりますと開業資金となる銀行からの融資が受けにくいことに加え、昨今の物価高騰の影響も大きく、医療資材、機器の購入、更新費用や人件費の上昇などにより新たな開業リスクが高まっている状況にあります。

さらに看護師や医療事務職員などの医療従事者不足も深刻化しており、仮に医師が確保できたとしても持続可能な診療体制を構築することが容易ではないという課題もございます。

そのため実際にお話を伺った方々からは、勤務医であれば可能である、週1回ないし週3回程度の診療であれば協力できるといったご提案はあったものの、現在の施設を賃貸借しながら継続的に診療所を経営するという条件に合致する医師や医療法人とのマッチングには至っていない状況であります。

このような状況を踏まえ、本町といたしましては従来型の医師誘致に加え、新たな医療提供のあり方についても検討を進めてまいりました。

その一つがオンライン診療の活用であります。オンライン診療は国においても地域医療を補完する有効な手段として医療法に位置付けられました。特に通院が困難な高齢者や慢性疾患を有する患者への継続的な診療、服薬指導、健康管理などにおいて、その有効性が認められております。

本町におきましても地域医療の確保に協力したいとの申し出をいただいた医療機関との協議を進め、国、県等の補助制度を活用しながらオンライン診療の実施に向けた準備を進めてまいりました。今後協定締結等の手続きを経て診療を開始する予定となっております。

今後の対応についてであります。本町といたしましてはオンライン診療を地域医療を支える一つの手段として活用しながらも、引き続き県、大学病院、医師会および関係医療機関との連携を図りながら、承継医師の確保や医療法人等による新たな診療体制の構築に向けた情報収集を継続するとともに、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制の確保について検討を進めてまいりたいと考えております。

本町におきましては、地域医療の確保は町民の生命と健康を守るための重要課題の一つでありますことから、従来の手法にとらわれることなく、さまざまな可能性を模索しながら安心して暮らし続けることができる医療環境の維持、確保に努めてまいり所存であります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。答弁ありがとうございました。

町長から交通手段の課題の認識があるとの答弁をいただけてもらえたこと、大変嬉しく思います。ありがとうございます。

今後はオンライン診療を地域を支える手段と進めるとのことでした。

オンライン診療車を活用した巡回診療を八戸市のクリニックがハートフルプラザ・はしかみで7月から毎週木曜日午前中実施と、一昨日の全員協議会で

説明を受けました。限られた人数とはいえ一歩前進です。ありがとうございます。

しかし心配されるのは、オンライン診療を希望した方々のハートフルプラザ・はしかみまでの交通手段です。福祉バスを利用した利用しやすい小回りを生かした昇降場所の運用を切にお願いし、多くの町民が活用できるような交通利便性向上をお願い申し上げます。

一方これで多くの町民の命と健康を守る地域医療の確保が前進した訳ではありません。交通手段の問題や診療や薬の服用を中断している方々もおられるようです。また少ない年金の中から、高額な八戸市までの交通費を負担しながら通院されている方々も多数おられるようです。町はこの方々にも手を差し伸べるべきです。

町民の命と健康を守るために、医療バスや乗り合いタクシーをテスト的にでも前向きに検討していただきたいと思います。地域医療として町民の命と健康を守るためにスピーディーな対応をお願いしたいと思います。交通手段の支援で多くの方々の、高齢者の方々の経済的不安などが解決できる案件と思っています。町長の見解を伺います。〔大下議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは交通政策を所管する立場から通院時の移動手段の確保についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢者の皆様にとって通院時の交通手段の確保や移動に要する費用は重要な課題であると認識しております。

現在、ハートフルプラザ・はしかみへの移動につきましては、コミュニティバスをご利用いただけるほか、社会福祉協議会が実施するハート生き生き事業による福祉バスも運行されております。また公共交通以外にも民間による通院支援の取り組みが行われており、高齢者の移動手段を補完する役割を担っているものと認識しております。

一方で議員ご提案の医療バスや乗り合いタクシーにつきましては、高齢者の移動支援策として有効な面があるものと認識しておりますが、利用需要や運行

経費、既存の路線バスやタクシー事業者との役割分担、さらには運転手確保の課題もございます。

町といたしましては、まずは現在利用可能な交通手段の周知と活用を図りながら、医療バスや乗り合いタクシーを含めた移動支援策について他自治体の事例や町の実情を踏まえ、費用対効果や持続可能性の観点から引き続き調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。ありがとうございます。

一番の目的、課題はいろいろあることは私も承知しております。一番の目的は町民の命と健康を守る、これを解決するために課題がある、その課題というのは解決するためにあるんですよ。目的達成のために課題は分かります。

でも、何回も言ってますけどもテストでもいいんですよ。最初から成功することはないんですよ。失敗から成功が生まれてきました。

○議長（長根岩夫君） 大下議員。

○8 番（大下修君） はい。

○議長（長根岩夫君） マイク使ってください。

○8 番（大下修君） はい。すいません。

ということで前向きにね。高齢者のことを考えていただきたいと思います。

多くの高齢の方々、今まで階上町のために献身的にいただいた方ですね、これ質問はしないんですけども、前向きに考えて、スピードが大切なんですよ。もう 1 カ月後 2 カ月後、病状が悪化したら、本当の町民のための生命と健康をどうするんですかというのを説明をね、切に考えていただきたい。これは本当の基礎的な行政サービスだと思っています。分かりますよ、課題がいっぱいあるというのはね。本当にこれはお願いします。

答弁は要りません。お願いですので、よろしくお願いします。

〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で発言事項一は終わります。

次に発言事項二について答弁を願います。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

二つ目の、旧小舟渡小学校の無償譲渡の件であります。旧小舟渡小学校の利活用につきましては遊休化した公共施設を民間活力により再生し、交流人口の拡大や地域活性化につなげることを目的として公募型プロポーザルにより株式会社 SakaZuki を事業者として選定したものであります。

現在本町と株式会社 SakaZuki との間では事業の実現性や継続性を見極めるため、令和 10 年度末までを契約期間とする 5 年間の無償貸付契約を締結しているところであります。

当初計画では宿泊施設や飲食施設、サウナ施設などを段階的に整備し最終的なフルオープンを目指すこととしておりましたが、現時点においては関係法令への対応や施設整備に向けた調整等を進めている段階であり、これらの主要施設は開業に至っていない状況であります。

一方で学習塾やヨガ教室、キャンプ場、ドッグショップなどはすでに運営されており、町内外からの利用も見られることから交流人口の拡大や地域拠点としての機能につきましては一定の成果が現れているものと認識しております。

またキャンプ場の利用料金につきましては、民間事業者が事業採算性やサービス内容等を踏まえ自らの経営判断により設定しているものであり、町が直接決定する立場にはございません。

しかしながら町民の皆様からさまざまなご意見が寄せられていることにつきましては、事業者にもお伝えし地域に親しまれる施設運営となるよう引き続き情報共有を図ってまいります。

次に無償譲渡につきましては、これまでも議会でお答えしてまいりましたとおり当初から直ちに譲渡する考えではなく、一定期間の貸し付けを行いながら

事業の実現性や継続性、地域との調和、施設の管理運営状況などを確認した上で判断することとしております。

これは最初から所有権を移転した場合、当初の事業目的と異なる利用がなされる可能性や事業継続が困難となった場合に町として適切な対応が難しくなることが想定されるためであります。

現時点におきましては当初計画の中核となる宿泊施設や飲食施設、サウナ施設などが未整備であり、事業全体の実現性や継続性について十分な判断ができる段階には至っていないものと認識しております。従いまして本町といたしましては、現時点で無償譲渡の可否を判断できる状況にはないものと考えております。

今後につきましては、事業計画の進捗状況や利用実績、地域への波及効果、経営の安定性などを継続的に確認しながら、当初提案された事業内容が着実に履行されているかを見極めてまいります。

その上で貸し付け期間満了時の取り扱いにつきましては、事業の実施状況や契約内容の履行状況等を総合的に勘案し、無償譲渡の可否について慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。答弁ありがとうございます。

この小舟渡小学校の無償譲渡ですけれども、地域の活性化のため実施すると言って進めてきました。2 年経過しても宿泊施設やサウナ、居酒屋などは実施されていません。

私は当初も、プロポーザルで決定した時点で、この会社の資本金はいくらですかと不安を持ったので伺いました。全協ですね。そしたら 100 万円って言ったんですよ。100 万円の会社が宿泊施設やサウナ、居酒屋をできるのかなあという不安はプロポーザルの時点で、もう 2 年半前ですか、思っていました。本当に時間だけが過ぎていく町の行政だと感じております。

そして関係法令や資金繰りが大変だと理解しております。でもそれもプロポーザルの時点でね、分かっていたことなんですよ。

私はね、今この２年半という時間が経過していることによって、本当にこの会社は地域の活性化、階上町の活性化をやる覚悟を持っていたのかなあ。ただただズルズルいろんなことを言い訳しながら、時間が過ぎて結果を残して進むんじゃないかなあと不安を持っています。町は決定したことではないとは言いますが、きちっとその辺を交渉して、やはり強く当たっていただきたい。

町はね、１億８,０００万円、全部でなんぼだったか忘れたけどもね、それをね無償譲渡って決めたんですよ。その見返りをやっぱりもらわないと。私はそう思います。

旧小舟渡小学校は元々灯台のある芝生と一体となった土地でした。学校が必要となって浜の部会の共有地を町に購入していただいて学校ができた訳ですよ。海の恵みに恩恵を受けて、江戸時代であれば塩作りをあそこでやってたんですよ。それから磯漁、ウニ、アワビ、魚が寄ってくる時にはイワシ漁だとか。魚の大漁時代、そういった時代を経ながら先人達はですね、漁業権の獲得や境界だとか、裁判もあったでしょう。そういうのを経験し、地元のためということで共有地を作ろうということでやってきたと私は思っております。

その先人達が残してくれた財産を無償譲渡というのに私はもう反対なんです。あそこはですね、一帯の小学校と浜帯、灯台のあるところと一体の面積を確保しておくことがお金に代えられない価値、財産、景観であると思っています。これは私だけではないと思います。

青森県で一番最初に朝日が昇る景観。価値を分断し個人の会社に譲渡することは、共有地として守ってきた先人たちに対して町民の一人として大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。私は無償譲渡に反対します。

そして我々世代が一時の経済的な理由でこの土地を有効に活用できないのであれば、これからの方々、未来の町民にその判断を委ねるべきだと私は思います。多少の金額で今即決する必要はないと思います。

今の対応されている会社には覚悟を持って町と交渉して、約束を守るようにしていただきたいと思います。

そしてその結果、こちらから質問しなくても町民や議会に情報提供をしていただけるようお願いしたいです。

質問ではありません、お願いだけです。

以上で本件については質問を終わります。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で発言事項二は終了いたします。

次に発言事項三について答弁願います。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

大下議員のご質問にお答えいたします。

三つ目の、人口減少とまちづくりの件ですが、私は人口減少という現実から目を背けることなく、その中にあっても町民の皆様が住み慣れた地域で将来にわたり安心して暮らし続けることができる環境を構築することが、これからの町政運営において最も重要であると考えております。

始めに、目標人口と今後のまちづくりについてであります。本町では階上町人口ビジョンにおいて 2035 年に 11,878 人、2050 年に 10,285 人を目標人口として掲げ、人口減少の抑制と地域の活力維持に向けた取り組みを進めているところであります。

しかしながら人口減少や少子高齢化は全国的な課題であり、本町におきましても若い世代の流出や出生数の減少が続いております。特に西部地区では高齢化率が 50%を超え、東部地区においても 40%を超えるなど、地域によっては深刻な状況となっていることを重く受け止めております。

そのため本町では人口減少の抑制に向けた取組を進めるとともに、人口が減少しても暮らしやすく将来にわたり行政サービスを維持できる持続可能な町をつくるという視点を重視しております。

具体的には立地適正化計画に基づき、蒼前、耳ヶ吠、駅前地区を居住誘導区域として位置付け、医療、福祉、商業などの日常生活に必要な機能を維持しながら、安心して暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

また人口ビジョンにつきましては、令和 7 年国勢調査結果や最新の人口動向を踏まえ今年度中に改訂作業を進め、総合戦略と一体的に見直してまいりたいと考えております。

次に公共施設や公園整備についてであります。現在本町では老朽化が進む社会教育関連施設を集約し、必要な機能を一体化する社会教育複合施設の整備に向けた取り組みを進めております。全国的に公共施設の老朽化や維持管理費の増加が課題となっており、本町においても人口減少が進む中で施設の維持管理に必要な財源や人員の確保が重要な課題となっております。

そのため本町では新たな施設を次々と建設するのではなく、既存施設を有効活用しながら必要な機能を集約し効率的かつ効果的な運営を図っていくことが重要であると考えております。

大規模施設や公園の整備につきましては、建設費だけでなく将来にわたる維持管理費や更新費用も含めて十分に検討し、町民サービスの向上と持続可能な財政運営との両立を図りながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に結婚、子育て支援と人口減少対策についてであります。人口減少対策として最も重要なのは、若い世代が安心して結婚し、子どもを産み育てることができる環境づくりであると考えております。

このため本町では小中学校給食費の無償化、子ども医療費の無償化、保育料の無償化や副食費への支援など、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでおります。

また新婚世帯への支援や移住・定住新築住宅支援事業など住まいの面からも若い世代を支援し定住促進につなげているところであります。

さらに住宅取得支援につきましては、居住誘導区域内への加算措置など制度の拡充を行ってまいりましたが、近年の建築資材価格や住宅建築費の高騰の影響も見られることから、今後は利用者や住宅関連事業者の意見を伺いながら、より効果的な制度となるよう慎重に検討を深めてまいりたいと考えております。

次に観光振興と産業振興についてであります。人口減少を抑制し若い世代の定着につなげるためには、働く場所を確保し地域経済を活性化することが不可欠であります。

このため本町では企業誘致を進めるとともに、アブラメや階上早生そばなど本町ならではの地域資源を活用したブランド化や魅力発信に取り組んでおります。

またはしかみハマの駅あるでい〜ばにつきましても、民間事業者のノウハウを活用しながら観光振興と地域産業の活性化を図り、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を高めてまいりたいと考えております。

さらに企業誘致や地域産業の振興を通じて雇用場を確保し、若い世代が町内で働き暮らし続けることができる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、町長としての決意であります。

私は人口減少という厳しい現実の中にあっても将来を悲観するのではなく、地域資源や人材、民間活力を最大限に生かしながら次の世代へ持続可能な階上町を引き継いでいくことが町長としての責務であると考えております。

人口減少はすぐに解決できる課題ではありませんが、子育て支援、雇用の確保、移住定住の促進、地域産業の振興など、一つ一つの施策を着実に積み重ねていくことが将来の階上町につながるものと考えております。

限られた財源を有効に活用しながら、人口が減少しても安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるとともに、若い世代が将来に希望を持ち、住んでよかった、住み続けたいと思える階上町の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。ありがとうございます。

私は政治は結果を出すことだと思っております。人口減少とまちづくりについて洋野町、三戸郡、六戸、おいらせ、いろんなところの役場だとか行っているいろいろ伺っても、階上はスピード感がない町だなあとつくづく感じます。町長の言葉は具体性がなく残念でなりません。

例えば人口が少なくても暮らしやすく、将来に行政サービスを維持できる住み慣れた町を重視して、蒼前、耳ヶ吠、駅前地区を居住地域と位置付け、医療、福祉、商業など生活に必要な機能を維持しながら云々とあります。

居住誘導区域に対する政策は行ってきていません。定住すれば、そこに家を建てれば 10 万か 20 万という施策が初めて去年だか一昨年ありました。駅前地区においては成果がないと私は思います。でもここに掲げて、医療、福祉、商業など生活に必要な成果になるのでしょうか。

合わせて学校統合の話も出てきております。私は学校がなくなったら駅前、榊、道仏。浜手地区はもうみんな耳ヶ吠に引っ越したらいいんじゃないのかなあと思うぐらい危機感を感じております。

やはりまちづくりについてはどうするのかっていうところを、ビジョンを示していただいて、町民と対話しながらスピード感を持って進めていくことをお願いします。

観光と一次産業についてもこの政策についても決算書もそうですけども、10 年 20 年のスパンで決算書や政策を見ていくと、観光と一次産業は 40 年 50 年

もやっています。もう何十億使ったんでしょう。それで階上町民の所得は向上したでしょうか。ほとんど向上してません。それでも町民は<質問の制限時間 10 分前を知らせる呼鈴>所得だけじゃなくて、豊かさを感じているんでしょうか。病院の問題にしてもそう、学校の問題にしてもそう、時間だけが過ぎる。これで若い方々が住み続けたい町になるんでしょうか。チャンスがあればいいところに行きたいという声も聞いたことがあります。

政策を否定しているものではございません。まずは地域医療や生活に直結する基礎的な行政サービス、これを整えるべきだと思います。そして選択と集中をして投資対効果を図って、何がいいのか町民と一緒に共有して進めるべきだと思います。これについて見解を伺います。

現在の状況は分かりませんが、階上町のお金の使い方については非常に危機感を持って今までも質問していました。

10 年ほど前は公民館、学校合わせて本の購入が年間 300 万円でした。その本を数年前、2 万冊廃棄しました。100 万円ぐらいの予算だったと思います。もっと少なかったのかもしれませんが。お金をかけて捨てています。有価物ですよ、紙、資源ごみですよ。私はすごーくもったいないなあと思いました。また大蛇、小舟渡小学校の本も閉校に伴いながら廃棄したと伺っております。

そう言いながら、複合施設、図書館に 7 万冊の本を揃える。よく分からない政策が進められています。

人口が減少しているにも関わらず、3 年 4 年前は小学校の机と椅子、古いものの新しいものを関係なく 3,000 万円で購入しました。もったいないなあ。

トイレもそうです。オーバースペックですよ。何人医療用トイレを使うのかなあと。その前に私は町民だと思うんですけども。大事ですよ、そういう障害の方々の医療もね。

また何回もお願いしてきたんですけども、あるでい〜ばの軽トラック、リースですよ。5 年間リースで 600 万弱ですよ。軽トラックいくらするんですか。150 万もあれば。それを 600 万も支払った。ましてやこの前も質問したんですけども、一向にやりませんけども、フォレストピアの券売機 100 何万のものもリースです。なんでこんなにリースに。買ったらいいいんじゃないのとは思います。公共のお金を大事に使わないことに憤りを感じています。

そして 2 点目の質問です。町民の方々から、私も含め役場と町民との距離が遠くなったとの声を多く伺います。

SNS やアプリ、必要です。しかし高齢者にも優しくはないんじゃないのかな。現場に出ない、町民の声を聞かない、そして役場内で議論し、決定し、進めている。残念です。そう思いませんか。ここについても見解を伺います。

三つ目ですけども、関連して政策のスピードと町民のコミュニケーションが不足していると感じています。まちづくり、政策説明や政策について町民の声を伺う場を設ける考えがないか伺って質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えします。

まず町の将来像についてであります。本町では第5次階上町総合振興計画に掲げる、みんなでつくる 活力あふれる わがまち階上町の実現を目指しております。

人口減少や少子高齢化が進む中であっても、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な町をつくることが目指すまちづくりであります。

そのため子育て支援や教育環境の充実、企業誘致や産業振興による雇用の確保、移住、定住の促進に取り組むとともに、医療、福祉、商業など生活に必要な機能を維持しながら、将来にわたり行政サービスを継続できるまちづくりを進めてまいります。

また東部地区、西部地区それぞれの特色や地域資源を生かしながら、町全体が元気であり続けることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

人口減少は避けることが難しい課題であります。次の世代に持続可能な階上町を引き継いでいくことが私の責務であると考えております。

次に役場すなわち町長と町民との距離感の件であります。議員ご指摘のように町民の皆様の中には町長との距離を感じておられる方もいらっしゃるかもしれません。そのようなご意見があるとすれば真摯に受け止めなければならないと考えております。

私はこれまでも各種行事や地域の会合など、さまざまな機会を通じて町民の皆様の声を伺うよう努めてまいりましたが、全ての町民の皆様と直接お話しすることはなかなか難しい面もございます。

しかしながらまちづくりは行政だけで進めるものではなく、町民の皆様との信頼関係の上に成り立つものであります。そのため今後におきましても、地域に足を運びながら町民の皆様の声に耳を傾けるとともに、町広報紙やホームページなどによる情報発信の充実にも努め、町政への理解を深めていただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

またさまざまな機会を捉えて町民の皆様との対話を重ねながら、いただいたご意見を町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

私といたしましては、町民の皆様に寄り添いながら共に階上町の将来を築いていくという姿勢を大切にし、今後も町政運営に取り組んでまいりたいと考えています。

次に町民の皆様とのコミュニケーションの件であります。まちづくりを進める上で町民の皆様のご理解とご協力は欠かすことのできないものであると認識しております。

そのため町ではこれまでもアンケート調査やパブリックコメント、各種審議会、委員会、区長会議などを通じて、町民の皆様のご意見の把握に努めるとともに、町広報紙、ホームページなどを活用しながら情報発信を行ってまいりました。

一方で人口減少対策や＜質問の制限時間を知らせる呼鈴＞公共施設のあり方など、町の将来に、

○議長（長根岩夫君） 町長に申し上げます。発言時間が超過しましたが、ただ今発言中の答弁について発言を許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、ありがとうございます。

町の将来に関わる重要な課題につきましてはより多くの町民の皆様からご意見を伺うことも重要であると考えております。

そのため今後におきましても、事業の内容や必要性に応じて住民説明会や意見交換会、アンケート調査など最も効果的な方法を選択しながら、町民の皆様のご意見を伺う機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、議会の皆様との情報共有を図りながら町民の皆様との対話を大切にし、より良い町政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質問を終わります。  
これにて、一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。  
次の会議は、6月12日午前10時から開きます。  
本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後0時49分）

# 令和 8 年第 2 回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和 8 年 6 月 12 日 (金曜日)

## 令和 8 年第 2 回階上町議会定例会

### 議事日程第 3 号

令和 8 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分 開議

|        |          |                                                                      |
|--------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 1 号  | 令和 7 年度階上町一般会計継続費繰越計算書報告について                                         |
| 日程第 2  | 報告第 2 号  | 令和 7 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について                                       |
| 日程第 3  | 報告第 3 号  | 令和 7 年度階上町下水道事業会計繰越計算書報告について                                         |
| 日程第 4  | 議案第 1 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町税条例の一部を改正する条例）                          |
| 日程第 5  | 議案第 2 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）                    |
| 日程第 6  | 議案第 3 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 7  | 議案第 4 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和 7 年度階上町一般会計補正予算）                        |
| 日程第 8  | 議案第 5 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算）                  |
| 日程第 9  | 議案第 7 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算）                 |
| 日程第 10 | 議案第 6 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和 7 年度階上町介護保険特別会計補正予算）                    |
| 日程第 11 | 議案第 8 号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算）                     |
| 日程第 12 | 議案第 9 号  | 階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について                                           |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                  |

|        |                      |                                        |
|--------|----------------------|----------------------------------------|
| 日程第 14 | 議案第 11 号             | 令和 8 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号）              |
| 日程第 15 | 議案第 12 号             | 令和 8 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）          |
| 日程第 16 | 議案第 13 号             | 石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結について              |
| 日程第 17 | 議案第 14 号             | 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて       |
| 日程第 18 | 議案第 15 号             | 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 19 | 追加提案理由説明             |                                        |
| 日程第 20 | 議案第 16 号             | 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについて            |
| 日程第 21 | 議会案第 1 号             | 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について             |
| 日程第 22 | 議会案第 2 号             | 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第 23 | 議会案第 3 号             | 階上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 24 | 議員派遣の件               |                                        |
| 日程第 25 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |                                        |

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（13 名）

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 磯 島 富 盛 君   | 2 番  | 土 橋 美 加 佐 君 |
| 3 番  | 渡 部 高 明 君   | 4 番  | 中 島 孝 一 君   |
| 5 番  | 熊 谷 道 雄 君   | 6 番  | 小 坂 正 年 君   |
| 7 番  | 下 沢 育 男 君   | 8 番  | 大 下 修 君     |
| 10 番 | 森 榮 吉 君     | 11 番 | 林 貢 君       |
| 12 番 | 百 目 木 和 俊 君 | 13 番 | 大 江 和 夫 君   |
| 14 番 | 長 根 岩 夫 君   |      |             |

欠席議員（1名）

9 番 上 道 二 三 男 君

説明のための出席者

|           |           |               |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 町 長       | 荒 谷 憲 輝 君 | 副 町 長         | 澤 田 充 君   |
| 教 育 長     | 濱 浦 幸 夫 君 | 総 務 課 長       | 西 山 圭 一 君 |
| 総 合 政 策 長 | 平 戸 真 澄 君 | 税 務 課 長       | 大谷地 尚子 君  |
| 町 民 生 活 長 | 上 厚 子 君   | すこやか健康<br>課 長 | 平戸 由紀子 君  |
| 介 護 福 祉 長 | 濱 浦 孝 子 君 | 産 業 振 興 課 長   | 荒 道 真 一 君 |
| 建 設 課 長   | 小笠原 博文 君  | 教 育 課 長       | 中屋敷 司 君   |
| 会 計 管 理 者 | 古 川 明 美 君 | 代 表 監 査 委 員   | 境 栄 治 君   |

職務のため出席した者の職氏名

|           |           |         |           |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長    | 佐 京 実 君   | 庶 務 G L | 花 生 智 紀 君 |
| 総 務 課 主 事 | 小 野 大 地 君 |         |           |

---

## ◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

○議長（長根岩夫君） ただ今の出席議員は 13 名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎報告第 1 号議題、質疑

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、報告第 1 号 令和 7 年度階上町一般会計継続費繰越計算書報告についての件を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、これにて報告第 1 号の件を終了いたします。

---

## ◎報告第 2 号議題、質疑

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、報告第 2 号 令和 7 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、これにて報告第 2 号の件を終了いたします。

---

### ◎報告第 3 号議題、質疑

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、報告第 3 号 令和 7 年度階上町下水道事業会計繰越計算書報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、これにて報告第 3 号の件を終了いたします。

---

### ◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第6、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 4 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 7、議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 5 号、7 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第 8、議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件および日程第 9、議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件および議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2 件はこれを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 6 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 10、議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 8 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 11、議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
の件は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 12、議案第 9 号 階上町行政手続条例の一部  
を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 9 号 階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定に  
ついての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 13、議案第 10 号 階上町印鑑の登録及び証明  
に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 10 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 14、議案第 11 号 令和 8 年度階上町一般会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 11 号 令和 8 年度階上町一般会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 12 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 15、議案第 12 号 令和 8 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 12 号 令和 8 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 13 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 16、議案第 13 号 石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので 3 番、渡部高明君の発言を許します。

○3 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、渡部高明君。

○3 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

それでは、この件について質問させていただきます。

石鉢学区に住む者として子ども達の登校とか学校に出入りしながら今の工事の状況を見ておりますが、二つの質問したいと思います。

一つ目は、実際の工事費が契約額より大幅に上回った場合、現在さまざまな資材が高騰していると聞いていますが、大幅に上回った場合はどうなるのか教えていただきたいと思います。

二つ目です。改修工事期間中、小学生の授業に支障のないようにするための契約上の規定があるのか。契約上の規定についてお伺いしたいと思います。

また現在事業と進行中の工事でございますが、さまざまな点で不明なことがあるとは思いますが、その事業に対する支障のないようにするための町の支援、対応を準備なさっているのか。そこをお伺いして二つの点をよろしくお伺いしたいと思います。〔渡部議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、中屋敷教育課長。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

一点目の、実際の工事費が契約額より大幅に上回った場合はどうなるのかについてでございます。

まず工事費の変動が通常合理的な範囲内、すなわち施工現場における軽微な条件変更や一定の予測可能な物価変動である場合については、工事請負契約書の規定に基づき受発注者間で適正に協議を行い必要に応じて変更契約を締結して対応いたします。これに伴う財政措置につきましては、原則としてすでに議決をいただいている予算の範囲内で事業を執行してまいります。

次に変動が通常合理的な範囲を超える場合、すなわち急激なインフレによる資材価格の著しい高騰や不測の大規模障害物の処理などにより工事費が大幅に増額せざるを得ない場合がございます。

このようなケースでは、国土交通省の通知ならびに町の工事請負契約書の規定に基づき、単品スライド条項やインフレスライド条項などを適切に適用し、法令および約款にのっとりた請負金額の変更手続きを行います。その場合予算内での対応が困難となるため、補正予算の編成や予備費からの充用などの予算措置を講じることとなります。

さらに今回の工事が町の議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5,000万円以上の契約に該当して

いるため、変更契約の規定が町の規定に基づく基準を超える際には予算措置だけでなく変更契約の締結そのものについても、再度議会の議決をいただくという手続きを経て適正に事業を執行していくこととなります。

次に改修工事期間中、小学生の授業に支障のないようにするための契約上の規定があるのか、また支障のないようにするための町の支援、対応を準備しているかについてお答えいたします。

まず契約および仕様書上の規定についてでございます。

工事による学校への影響を最小限に抑えるため、発注時の仕様書において受注者が遵守すべき義務を定めております。

具体的には教室内の教材や物品等の移動に際しては事前に学校側と十分協議、受注者が全面的に協力すること。また学校運営や授業への影響が最小限となるよう安全管理に万全の配慮を尽くすこと。さらには周辺住民への丁寧な注意喚起を行うことを明記し、契約上の義務としております。

合わせて実際の施工に当たっては、町が提示する工事作業手順案を基本とし授業や学校行事への支障を極力排除した柔軟な作業工程を作成、実行させることとしております。

次に教育委員会としての具体的な支援、対応についてでございます。

児童の学びを止めない教育環境を確保するため、設計段階から学校現場と綿密な連携を図り、工事の進捗に応じた計画的な教室の移動や仮設トイレの設置などを進めております。

また工事により敷地内の利用が制限される体育の授業等につきましては、町立体育館や石鉢ふれあい交流館、旧階上小学校のグラウンドおよび体育館を代替施設として有効活用するなど、柔軟かつ具体的な受け皿を確保しております。

現在すでに施行中の屋内運動場の改築工事において、学校、教育委員会、受注者および工事監理業者の４者による定期的な打ち合わせ会を毎月開催し、リアルタイムで情報共有や課題への迅速な対応を図っているところでございます。

本工事におきましてもこの稼働中の打ち合わせ体制をそのまま継続発展させ、直近の学校行事や授業スケジュールを工事現場とタイムリーに共有しながら、騒音振動対策を始めとする課題に対応してまいります。

教育委員会としましては、工事期間中であっても児童が日々安心して生き生きと学べる環境を維持できるよう学校、施工業者と一丸となり、細やかな配慮と万全の支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○3 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、渡部高明君。

○3 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

3 番、渡部高明です。ただ今の詳細な説明ありがとうございました。

これまで体育館の方をやりまして、これからいよいよ校舎ということになるとさまざまな面で児童さん、苦勞することあると思うんですけども、今話したことを着実に実行していただきまして綿密に学校と連絡を取って進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。〔渡部議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 3 番、渡部高明君の質疑を終わります。

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 13 号 石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 14 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 17、議案第 14 号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

この件は、先に地方自治法第 117 条の規定に該当するものについて審議を行い、その後、同条の規定に該当しないもの 13 名について審議を行うことといたします。

それでは、除斥に該当すると認められます、土橋美加佐君の退席を求めます。

〔土橋議員退席〕

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます

お諮りいたします。

ただ今の地方自治法第 117 条の規定に該当するものについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この件はこれに同意することに決定いたしました。土橋美加佐君の除斥解除をいたします。〔土橋議員着席〕

次に、地方自治法第 117 条の規定に該当しないもの 13 名について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただ今の地方自治法第 117 条の規定に該当しないもの 13 名の件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 15 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 18、議案第 15 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第 15 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

---

### ◎追加提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第 19、議案第 16 号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについての件を上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、議案第 16 号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、現澤田充副町長の任期が 6 月 12 日で満了することに伴い引き続き副町長に澤田充氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

澤田副町長につきましては、令和 4 年 6 月定例会において、議会の同意を得て、任期を令和 4 年 6 月 13 日～令和 8 年 6 月 12 日として任命しておりますが、今回令和 8 年 6 月 13 日～令和 12 年 6 月 12 日までの 4 年間の任期で再任したいと考えております。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。〔町長着席〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第 16 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 20、議案第 16 号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

この件に関しまして、澤田副町長から退席したいとの申し出がございますのでこれを許します。〔副町長退席〕

これより質疑に入ります。

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。よろしくお願いします。

先ほど町長の方から提案理由の説明があり、6 月の 12 日本日が期間満了ということのようでした。5 月の 26 日に本案 6 月定例会が告示され、6 月 2 日に議案書が配布、そして 6 月 12 日本日、審議最終日まで来ました。

しかし本日副長案件が上程され審議判断のときを迎えました。

今週に入り副長案件の審議を行うことがうわさを含め内示されましたが、今朝まで一向に動きがなく、なくなったものかと思っていたところ、今朝の議会

打ち合わせ会で昨日議会終了後、議運が開催され本件が追加案件として審議上程されたことを伺いました。

6月2日の議案書配布時に本件を議案としない理由、本日最終日に議案とした理由を伺います。

2点目として、提案された副長は4年間の副長としての職務を全うしました。4年間の評価と今後副長として期待することを伺います。

以上2点、よろしくお願いします。〔大下議員着席〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えをいたします。

追加提案の理由でございます。全てにおいて熟慮した上での本日の追加提案となりましたことをご理解いただければと思います。

そしてこの4年間の取り組みと期待されることでございますが、本町では第5次階上町総合振興計画に掲げる、みんなでつくる 活力あふれる わが町階上町の実現を目指し、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な町をつくるため、子育て支援や教育環境の充実、企業誘致や産業振興による雇用の確保、移住定住の促進に取り組むとともに、医療、福祉、商業など生活に必要な機能を維持しながら、将来にわたり行政サービスを展開する、維持できる、継続できるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

また東部地区、西部地区それぞれの特色や地域資源を生かしながら、町全体が元気であり続けることができるよう取り組んでいくことを期待しております。

人口減少は避けることが難しい課題ではありますが、次の世代に持続可能な階上町を引き継いでいくことを、職員からの信頼も厚く各種施策を確実に取り組まれているなど、共に努めていけると期待して再任をお願いしたいということでございます。

以上でございます。〔町長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。

総合的に熟慮してということで、抽象的な言葉だと思います。

今伺うと任期は本日までということです。そうすると告示のあった時点でもう分かっていたこと。また議案審議の中に、再任をお願いするのであれば入れるべきであったと思います。その理由が明確な答弁になっていないと思います。

なぜ昨日の夕方っていうか議会が終わってから議運が開かれて本日議案審議となったのか。何か大きなそこに行き着くまでの事情があったとしか思えないんですけども、そこについてよく熟慮したということでは私は理解できませんのでもう少し具体的に答弁をお願いします。

そして4年間の評価ということですが、副長ということで町長の補佐という役割かと思います。町長の方針をよく理解しサポートをする役目、また40年以上階上町役場に職員として経験した実務能力、また職員の信頼を得ているのかと思いますが、全般をフォローすることは分かりますが、特に何を主体にやってきた、それが評価されたのか。全般と言われればそれまでですけども。

そして今後4年間で副長に何を期待するのか。

そこを伺って判断材料といたしたいと思いますので、ご理解いただけるように答弁をお願いしたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長起立〕

大下議員の質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが熟慮した上での本日の追加提案となりましたことをご理解いただきたいと思います。

そして質問の中にもありました40年以上にわたり奉職いただいたということを理解しながら、在職中は総務課長まで務められ行政の経験が豊かな方でございます。

実績、何をしたかという質問だったと思いますが、奉職時代の経験を生かし副町長として4年間主要施策に努めてきましたし、計画全般にも関わり職員をまとめながら町政運営に努めていただいたものと思っております。町に関わる事業、方向性も全て関連している中で今の階上町がある訳でございます。一つ一つ申し上げれば各年度の主要施策、また各種計画等をご覧いただくとより理解していただけるものと思しますので、経験という意味でお答え申し上げます。

以上でございます。〔町長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下修です。よろしくお願いします。

何ていうんでしょうか。もう少し具体的なお話を伺えればよかったと思います。

まず私の指摘が一点目の6月議会議案審議内容、日程。私は適切なのかをよく理解できませんけどもこういう日程で進んで議運の皆さんも了解したということなのでよろしいかと思えますけども、今後このような形で議案審議が追加されるとき当日説明があって、当日というのはなかなか私は議員としてもいくら勉強してても難しいのかなあと思います。その辺は日程の組み方、進め方を議会を含め理事者の方も検討していただけないものかと思えます。

2点目、4年間の評価と今後期待するものを伺いました。実績等を評価することですけども、私はですね、この階上町の町政を12年近く議員として携わってきました。

子育て含め階上の町を明るいものに、活力あるものにしたいという思いをしながら子育てをして、こういう政治の場に関わることはできませんでした。

しかし興味があり、やはりふるさとであるし活力のある町にしたいという思いで定年を待たずして議員に挑戦させていただきました。

そしてこの町の今の職員、4年間見ていると、私は常に過去と比較し未来を予測するという考え方でいろんな資料等を見て勉強させていただいてるんですけども、ここ4年間の町の職員、課長級、リーダー級を含む退職者の多さ、また議会や理事者を含んだ行政役場が町民との距離が遠くなったとの声を多くの方々からも伺います。

カスタマーハラスメントなどいろいろ課題もあることでしょう。町のカスタマーというとお客様ということなので町民かと思います。それも大切だと思います。現場に職員が出る機会が相当少ないのではないのかなあ。職員の数も何度も申し上げますけども町外出身者、これをどうのこうのうんぬんすることではありませんけども、町の内情、町内会の内情を理解するには結構労力と時間を要するかと思います。

職員は町民のために行われる政治、行政の実行部隊だと私は思っております。仕事に対する情熱と責任感を備えた高いモチベーションの人材が必要です。こうした人材育成、人材力が組織政策の生産向上につながるものと信じております。

副町長は40年以上町の行政に携わってきた経験と見識を踏まえ、政治や役場が存在する理由は、私は町民のための組織を町長と共に副長は正しく切磋琢磨してマネジメントしていくべきものと思っております。

例えば町の政策の実行部隊である職員のマネジメント力を高め優秀な人材の流出を避けるよう、また個人個人の生産性の向上のためにマネジメントを担う重責を覚悟して取り組むとか、そういうものであってほしいものと思います。

ぜひとも今私が述べたことを少しでも汲んでいただいて取り組んでいただくことを希望して、多分3回目の質問をしても同じだと思いますので質問ではありません。希望して質問を終わります。〔大下議員着席〕

○町長（荒谷憲明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 質問ではないということですが答弁しますか。

○町長（荒谷憲輝君） はい。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長起立〕

大下議員の思いを聞かせていただきました。個々の思いもあって、志があつての議員活動につながっているものと思います。12年間の気付きであるものと思っております。

ご意見の中にいろいろございましたが、役場職員の体制等々、育成環境づくりも含めながら努めていきたいと思ひますし、議員と志は同じく全ては町民の

ための思いを持って町政運営に努めてまいりますのでご理解をよろしく願  
いいたします。

以上でございます。〔町長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第 16 号 階上町副町長に選任する者につ  
き同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませ  
んか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めること  
についての件は、これを同意することに決定いたしました。

澤田副町長の入場を許します。（副町長入場）

---

### ◎議会案第 1 号議題、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 21、議会案第 1 号 階上町議会会議規則の一  
部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議会案第 1 号は議員発議でありますので、提  
案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略することに決  
定いたしました。

これより議会案第 1 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定  
についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議会案第 2 号議題、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 22、議会案第 2 号 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議会案第 2 号は議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略することに決定いたしました。

これより議会案第 2 号 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議会案第 3 号議題、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 23、議会案第 3 号 階上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議会案第 3 号は議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略することに決定いたしました。

これより議会案第 3 号 階上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**(異議なしの声あり)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議員派遣

○議長（長根岩夫君） 日程第 24、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。**(異議なしの声あり)**

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配布資料のとおり決定いたしました。

---

### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。**(異議なしの声あり)**

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

去る6月9日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして原案のとおり議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和8年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時54分）

地方自治法第 123 条第 2 項及び階上町議会会議規則第 126 条の規定により  
ここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員